

◆11番（下市香乃美君） 皆さんおはようございます。  
無所属市民の会の下市香乃美でございます。本日も市政に関心を持っていただきまして、傍聴席の皆さん、またテレビをごらんの方の皆さん、本当にありがとうございます。  
きょう3月6日は啓蟄ということで、皆さん御存じのように虫たちが地中から手足を伸ばしては出し出てくるというそういう日に当たりました。私たちもしっかりとこの議会で手足を伸ばし、市民の視点から市政をチェックしていきたい、こういうふうに思っております。

それでは、無所属市民の会を代表して質問をいたします。  
代表質問も5人目となっております、大分重複しているものもあります。項目では、6番の消防署所の適正配置についてと、それと9番のカネボウ跡地と緑化フェアについては割愛をいたします。また、個々の中でも割愛をする部分があるかと思っておりますけれども、その辺はどうかよろしくお願いたします。

それでは、まず市長の政治姿勢についてからお尋ねをいたします。  
「市民が私に岡山市政を改革しろという意思表示をしてくれた。行財政改革を徹底して行い、市民福祉の向上を図りたい」と初当選を決めた高谷市長の決意はこういうふうにご報告されておりました。そして2月16日、市長の記者会見が行われ、広報連絡ということで「市政の主な懸案事項について」が発表され、以下の項目について課題があることが明らかになりました。

それは、指定管理者の導入として岡山市の外郭団体、そして特に見直しを要する施設としてアクシオンスポーツパーク、三丁目劇場、岡山市民会館、岡山全日空ホテルの保留床、岡山市デジタルミュージアム、総合的福祉交流拠点整備事業です。  
私たち無所属市民の会は、これらの懸案事項について問題意識を共有しております。

そこでお尋ねします。  
これらを懸案事項として取り上げた視点は何か、どういう意図を持って問題提起をされたのか御説明ください、これらに対する今後の方策をお示しください。

次に、格差社会についてお尋ねします。  
今、ジニ係数というもの注目されています。ジニ係数とは、世帯間の所得格差をゼロから1の数値であらわし、ゼロに近いほど格差が小さく、1に近いほど格差は大きいとされています。もともと格差が大きい高齢者世帯や所得が少ない核家族や単身世帯がふえたため、格差拡大は見かけ上の現象とも言われています。

しかし、毎日新聞の昨年12月の世論調査によりますと、格差社会になりつつあるとの回答が64%に達し、自分の生活程度を5段階に分けてもらったところ、中の下、下の上、下の下が合わせて3分の2に上っています。

また、ライブドア事件は、勝ち組の行き過ぎの象徴と言えます。勝ち組、負け組に分類される格差社会の拡大は、市民福祉の向上につながると思われません。

そこで、岡山市の現状と市長のお考えをお尋ねします。  
次に、国際関係についてお尋ねします。  
市政運営に関する基本的な考え方としての市長の所信の中に、本市の国際友好交流都市であるサンノゼ市、サンホセ市、プロブディフ市、さらに中国の洛陽市、韓国の富川市、台湾の新竹市との友好を、行政、議会並びに市民交流を広げていく具体的な方向性が全く語られませんでした。

本市は4月に市民代表団を含めた友好親善訪問団を洛陽市に派遣する計画だと聞いていますが、洛陽市を含めた国際交流に無方針で臨むのか、それともこの1年間は国際交流を断念されたのか、お尋ねします。

次に、昨年6月定例市議会、今後の国際交流と国際貢献の方向性を明文化することについて、本市の基本条例制定について総合政策審議会に諮問すると、本市の方針が明確にされました。7月20日付で総合政策審議会総務・社会部会にて「国際交流、国際貢献等に関する基本条例について」の諮問書を提出しています。

国際化に向けての本市の取り組みは極めて重要な時期であり、基本条例制定の方向に向けた方針が求められています。同条例の現況はどのようになっているのでしょうか。

今後、各国際友好交流都市に向けた市民訪問団が予定されているようです。市長は、それらへの参加をどのようにお考えでしょうか。それぞれの国へはどのような方針で臨まれるのでしょうか。

次に、都市ビジョンについてお尋ねします。  
市長は、岡山市政の現状の認識として、「どういう都市になっていくかというビジョンがない。政令指定都市は絶対にやりたいが、単なる人口の数合わせではいけない。政令市としてどういう都市をつくるかというビジョンがあって、そのために政令市にどのような形であるかを考えることが大事だ。透明な市政、参加型の市政も欠かせない」と述べています。

市長が思い描く将来の岡山のまちのありよう、目指すべき都市像、政令指定都市岡山市のイメージ、まちづくりの理念とその内容について御説明ください。  
都市ビジョンを策定する目的は、行政と市民が目標とする都市像を共有すること。都市像を共有するために何を行うのでしょうか、御説明ください。

また、「岡山みらい会議」に公募委員を入れない理由も御説明ください。  
都市ビジョンの作成とともに、まちづくりの方針となる自治基本条例の制定を目指すべきと考えます。御所見をお伺いします。

次に、中心市街地活性化についてお伺いします。  
子育て世代は新興住宅地に家を持ち、役所や病院、大学、大型店も土地の広い郊外へ移転、まちの中心部は見捨てられ、商店街は寂れるばかり、岡山市もこのような状態になっています。

多くの中小地方都市に共通するこうした市街地の空洞化問題に対処するため、国土交通省や経済産業省が中心市街地活性化法などまちづくり3法の抜本的な見直しに着手しています。

両省が目標に掲げているのは、行政、医療、教育施設や商店などの都市機能を再び中心部に集め、公共交通を整えたコンパクトシティ。お年寄りでも歩いて暮らせる環境をつくり、人口減少時代の定住先として魅力を高めるのをねらいとしています。

その内容は、都市計画法は郊外の開発規制を強める方向で見直し、現在は自由に建設場所を選べる病院や学校などの公益施設を自治体の開発許可の対象に追加する、大型店などの進出場所は、住民の意見を聞く機会を設けるほか、市町村、都道府県で広域的に調整できるようにするなどです。

まちづくり3法についての御所見をお伺いします。

次に、中心市街地が衰退、崩壊するということは、岡山の歴史、文化、伝統、ひいては岡山らしさが失われることにもつながるため、中心市街地の衰退を防ごうという目的で11年3月に岡山市中心市街地活性化基本計画を策定し、地元企業、市民、行政が協働し、総合的な取り組みを行ってきました。しかし、中心市街地の空洞化に歯どめがかかったとは言えません。

市長は、中心市街地空洞化の要因をどうとらえ、岡山駅前、表町商店街などの再生及び活性化についてどのように対応していくお考えでしょうか。

また、1994年、岡山商工会議所は、市中心街の活性化のため、JR岡山駅からF字形に延びる既存の東山線と清輝橋線の2線を2.3キロメートル延長し、環状化するという路面電車環状化構想を含む「人と緑の都心1kmスクエア」を発表しています。この路面電車環状化構想は現在どのようになっていますか。

市長は、「中心市街地が空洞化したら都市は寂れる。まちの中心に歴史や伝統を大切にしたいテーマパークのような要素が欲しい」ということで、西川緑道公園の整備をいち早く進めています。中心市街地活性化の目的で西川緑道公園の整備が最優先課題とされる理由は何でしょうか。

岡山中央南(旧深砥)小学校跡地活用懇談会の提言では、地域に貢献できる総合病院を残すことが必要、防災上の観点からの配慮が必要とし、地域コミュニティの維持や合意形成なども求めています。

大規模地震発生時に避難する一時避難地は、市民の安全確保のため重要な施設となります。地震や火災に強いまちづくりのために、当面は老朽化した校舎を撤去し、都心エリア内の大規模公園、防災公園として市民に利用してもらうことを提案します。いかがでしょうか。

次に、財政についてお伺いします。

政府は2月6日、自治体の予算編成の指針となる2006年度の地方財政計画を閣議決定しました。地方単独の公共事業費や人件費などの削減で、計画規模は5年連続縮小し、前年度比0.7%減の83兆1,508億円、地方交付税は5.9%減の15兆9,073億円となりました。この地方財政計画が与える岡山市財政への影響と今後の市財政の方針をお示ください。

岡山市の財政当局はここ数年、17年度はデジタルミュージアム整備や岡山国体開催などで財政需要のピークを迎え、それ以降は比較的楽になると繰り返し説明してきました。18年度当初予算編成で7.1%減になった理由を御説明ください。

ここ数年、市債の発行を200億円程度とする方針で来ましたが、新年度予算案では約110億円と半減しています。実質分の市債残高は2,376億円へと165億円の圧縮となりました。借金を減らし、貯金をふやせば財政は健全化へと向かいます。市債発行額は100億円程度とし、市債残高を毎年減少させていく方針でしょうか。

市債発行の大幅な削減は、市長交代に伴い、まちづくりの中・長期ビジョン策定が始まるなど、大型事業が端境期にあることも背景にはないでしょうか。

今回の緊縮型予算は、財政健全化に向けた取り組みだと説明されています。財政健全化の状態を目標とする財政指標を使って御説明ください。

財政危機の中で事務事業を整理し、優先順位をつけることは大切です。岡山市の財政としてのアクセントはどこにどのように反映されていますか。その際に、「公」である岡山市が担うべき基準と理念は何でしょうか。「共」である市民との協働についてどのようにお考えでしょうか。

このような状況の中、合併時のお約束である新市建設計画はどのように遵守していきますか。あわせて合併特例債の使い方についても御説明ください。

次に、自治体経営法と職員養成についてお尋ねします。

自治体経営法を習得した職員のような意識改革と行動改革により、市民サービスの向上が図られるのか御説明ください。

現在職員に求められているのは、市民の相談にしっかりと耳を傾け、市民に対してきちんと説明責任を果たせることです。市民の相談や苦情にどのように対応できる職員を養成しようとしているのですか。また、その方法についても御説明ください。

次に、行財政改革についてお尋ねします。

行財政改革の目標は、市のまちづくりビジョンを達成し、市民福祉の向上を図るための仕組みづくりと財政基盤づくりと考えますが、いかがですか。

自治体経営法の理念に基づいて策定されたということですが、その理念は具体的にどのようなところにあらわれていますか。

新行財政改革プランの拡大計画ということですが、新行財政改革プランについて、達成率を含めた評価をお示ください。

外郭団体については、市の関与は極力減らすべきと考えます。総合的指針の策定をするとありますが、基本的な考え方を示してください。

市職員OBの役員就任は、いわゆる天下りです。原則としてやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

土地開発公社の経営健全化計画を策定するということですが、これまでに土地の買い戻しはどれだけ進んだのか、16年度、17年度で御説明ください。

出石小学校跡地は、54年の定期借地権で年間2,560万円で貸し付けています。万が一企業が倒産した場合など、市に負担がかからないようにどういう工夫を契約上で行っていますか。

18年度の事業仕分けの実施は、試行と同じ方法で行いますか。事業仕分けの実施と新行財政改革大綱はどのように連動していくのでしょうか。

次に、機構改革と人事政策についてお尋ねします。

部の廃止により、原則として部長は審議監となると説明されています。決裁権限を含め、現在の部長と審議監の仕事の内容について、その違いを御説明ください。

また、組織を超えて業務に当たるマトリックス組織の創設と、残業をせず定時内で効率的に業務を遂行できることは、どのように関連するのですか、御説明ください。

政府が今国会に提出する地方自治法改正案の概要は、知事や市町村長を支える特別職の体制を改め、現行の出納長、収入役は廃止して、副知事、副市町村長に一元化するというものです。人口規模などに応じて定数が決まっている監査委員については、条例でふやすことを認めるようになります。

また、地方議会の政策形成機能、監視機能を充実、強化するため、首長が議員に限られている議案提出権を委員会にも認める、議長に臨時会の招集請求権を与えるなどの改正を盛り込んでおり、公布後1年以内に施行となっています。

これらについてどのように取り組んでいかれますか。

新規採用3年間凍結についてお尋ねします。

職員の新規採用を3年間凍結という提言は、実に衝撃的です。民間企業であれば当然に採用される手法であることは理解しますが、行政の果たす役割を考慮した場合、果たしてこれでいいのか疑問です。

新規採用3年間凍結に至った検討プロセスをお示しください。

今、社会の大きな問題として、若い人に仕事がないことが挙げられます。このような時期における岡山市の人事政策の役割についてどのようにお考えでしょうか。市の雇用政策は、ワークシェアリングを中心と考えるべきではないでしょうか。

団塊の世代が退職し、今まで培ってきた技術やノウハウなどが継承されず、基幹系システムの維持が困難になる現象を総じて2007年問題といいますが、これは岡山市役所にも当てはまると思います。2007年問題にどのように対応されますか。

採用は保育士、消防士、看護師等の配置基準が法令等で定められている専門職種の場合等に限定するということですが、それ以外の職員は減員になるのでしょうか。

事務補助の臨時職員は廃止するようですが、それ以外はどのように対応するのでしょうか。

「原則として残業せず」には賛成ですが、それによってサービス残業が起きないようにすべきと考えます。どのような対策をお考えですか。

次に、17年度機構改革において情報政策部内にシステム効率化推進特命班が編成されました。これまでボトムアップ方式で、また汎用機システムを中心としてつくられてきた各種システムを整理・統合する作業は膨大なものと推測します。

先般、行財政問題等調査特別委員会において、内部管理業務の効率化のためのシステム導入検討状況が報告されました。報告内容を検証すると、単にシステム化、合理化の視点だけでなく、BPR的視点、つまりビジネスプロセス再編の見地からの検討もなされており、評価に値します。

さて、縦割りを基本とした行政組織にあって、横断的なシステム開発を行うには、トップの理解と協力が必要です。報告書にある取り組み方針を実現するためにはトップ、つまり市長みずからが正しいBPR認識を持ち合わせ、強力な指導力を発揮することが求められます。

市長のイメージする理想的な内部管理業務の効率化について具体的に御説明ください。

次に、指定管理者についてお伺いします。

指定管理者制度運用方針改定版が発表され、一部見直しが行われました。

候補者の選定方法は公募が原則、優先選定を行う場合は、附則による場合とその他の事情による場合に分けました。この分類により、事業内容による分類はどのようになるのでしょうか。

既に優先選定を行ったところへの新しい運用方針を適用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

全面改定に向けて、女性職員登用率や障害者の雇用率、これまでに働いていた人の雇用などへの配慮、審査基準の内容や審査会の意見の情報公開について、どのようにお考えでしょうか。

次に、ASPOについてお尋ねします。

無所属市民の会は、ASPOの現地視察とエックス社幹部との意見交換を行いました。諸施設の老朽度及び損傷ぐあいは予想をはるかに超えるものでした。写真をお手元にお配りしておりますのでごらんください。テレビの方はちょっと小さくて見えないかもしれませんが。

限られた職員が補修作業をされている場面を目にして同情の念を禁じ得ませんが、当初目的とは完全に乖離した、また明るい将来展望も見えない同施設の置かれたポジションを改めて痛感しました。当面諸施設を本市に譲渡されることがなくなりましたが、これは単なる問題の先送りにすぎません。

また、懸案のジャンプ台未払い金裁判の地裁判決は、エックス社が全面敗訴となりましたが、去る1月13日に行われた高松高裁における第1回公判を、会派を代表して田原、下市で傍聴してきました。その後の調査によると、高裁での審理は4月18日に結審し、7月ないし8月には判決が出る模様です。

さて、甲第51号議案で操車場跡地公園の指定管理者に岡山市公園協会を指定するとしています。

公園協会からエックス社に再委託することを前提に指定することは業務の丸投げとなり、制度の趣旨に反すると考えますが、いかがでしょうか。

地裁判決で全面敗訴、高裁において係争中という不安定な企業を再委託先とすることで市民の納得が得られるか疑問です。市長の見解を求めます。

施設の損傷については、お手元の資料のとおりです。岡山市の施設管理責任について御説明ください。

萩原前市長は、ドームとASPOの一体運営とエックス社への再委託を信義則という言葉で推し進めてきましたが、このことについて市長の見解を求めます。

次に、株式会社リットシティについてお尋ねします。

同社の売り上げに対する岡山市からの受注額割合を検証すると、14年度は75.8%、15年度は86.3%、16年度は91.7%と推移しています。当初の設立目的と現状に大きな乖離があると考えます。当局の認識をお示しください。

同社の主たる事業である情報水道実験事業が終えんを迎える今、同社の存在意義が問われていると考えます。出資者としての岡山市から見た同社の問題点を御指摘ください。

大胆な機構改革を口にする市長の立場からすれば、この会社との関係を清算する必要があると思いますが、市長の御見解をお示しください。

次に、合併・政令市についてお尋ねします。

難航した平成16年度御津町・灘崎町関係決算審査特別委員会の審査を通じて、市町村合併の難しさを痛感しました。合併に際して複雑な仕組みを構築することは、無用な混乱と誤解を生じやすいことが確認されたと考えます。その典型例が合併特別区制度及び同協議会制度です。

既に本制度を導入済みの灘崎地区、御津地区については、改善すべき点を整理して報告してください。

県との間で18年度の新たな事務権限の移譲についての合意が図られたとお聞きしています。政令市への移行を目指す中、地方分権の観点からどのような事務権限の移譲を受けたのか、また今後受けていくのか御説明ください。

前萩原市長は、政令市のメリットとして、児童相談所の設置や教員の任免権を挙げていました。これは地方分権により中核市でも可能となります。市長が考える政令市のメリットは何でしょうか。

また、市長はどのようなタイプの政令市を目指し、そこに向けてどのように都市内分権を進めていきますか。また、都市内分権の目的についてどのようにお考えでしょうか。

次に、男女共同参画についてお尋ねします。

男女共同参画は国を挙げての政策であり、全庁的に取り組んでまいりたいとの市長答弁もありました。

岡山市の男女共同参画社会の政策がどこまで進んだのか検証することが大切です。以下の17年度、18年度の予算、幾らお金を投入したのかを全庁的に調査してほしいと思います。

- 1, 政策・方針決定過程への女性の参加の拡大。
- 2, 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識改革。
- 3, 雇用などの男女の均等な機会と待遇の確保。
- 4, 農村、漁村における男女共同参画の確立。
- 5, 男女の職業生活と家庭、地域生活の両立支援。
- 6, 高齢者などが安心して暮らせる条件の整備。
- 7, 女性に対するあらゆる暴力の根絶。
- 8, 生涯を通じた女性の健康支援。
- 9, メディアにおける女性の人権。
- 10, 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育、学習の充実。

以上です。

次に、岡山市役所の育児休暇取得男性は、制度ができてからまだたった2人しかとっていません。政府は、少子化対策として育児休暇取得率について女性が80%、男性が10%の数値目標を掲げています。どのように達成していきますか、方法をお答えください。

次に、男女雇用機会均等法についてお尋ねします。

間接差別が今問題になっておりまして、間接差別とは、外見上性別でない規定、基準、慣行等が一方の性に不利益を与え、その基準等が職務と関連性がないなど、合理性、正当性がないものを言います。岡山市では、家族手当は男性のみというようなことはありませんか。

また、差別禁止対象に雇用形態の変更、退職勧奨、契約更新等が加えられました。妊娠、出産などを理由とする不利益取り扱いの禁止が規定されました。セクシュアルハラスメントに関し、事業主に措置義務が課されました。これらの点で岡山市に問題はありますか。

次に、岡山市情報化政策についてお尋ねします。

岡山市情報化計画は、14年に策定されてから4年を経過しています。市長の交代もあったこの時期に新たな岡山市情報化計画を策定する必要があると考えます。そのヒントは、システム効率化推進特命班の報告資料にコンパクトにまとめられています。

現行の情報化計画で提示された内容と進捗状況について御報告ください。

新情報化計画策定のスケジュールをお示しくください。

相次ぐ市町村合併が情報化計画に与える影響について御説明ください。

広大な市域を抱える本市にとって、情報化の果たす意味を御説明ください。

地域間における情報化格差があるのは事実。どのような傾向であると分析しているのか御報告ください。

地域間情報化格差是正の必要性に関する認識とその方策をお示しくください。

地域情報化推進において、ケーブルテレビの果たす役割を御説明ください。また、その普及の必要性をどのように認識しているのかお示しくください。

次に、市民病院についてお尋ねします。

11月議会で市民病院の移転についての質問に対して、天野助役から原点に立ち返るとの答弁がありました。この原点について御説明ください。

救急医療体制の充実、地域医療連携の推進、がん対策の推進、緩和ケアの推進等病院が担うべき課題がたくさんあると思います。では、総合病院としての市民病院、公的な病院が必要とお考えでしょうか。

市民病院の建てかえは、岡山市全体の病院配置を考えることも重要な視点だと思います。岡山市の東部地域には総合病院がないことも考慮し、現在地を中心に場所の選定をするべきと考えます。御所見をお伺いします。

次に、安全・安心のまちづくりについてお尋ねします。

17年度の防災会議が2月28日に行われました。17年の防災計画の見直しのポイントを御説明ください。

岡山県の防災情報ネットワーク高度化事業に、県民への防災情報の伝達があります。県と市の防災情報の連携は図れませんか。

防災行政無線により、連合町内会長等220人には災害情報が伝達されます。その後、地域の皆さんへの伝達をどのようにお考えでしょうか。

電子町内会の一斉メール配信機能を使い、市民の方々へ防災情報、不審者情報を発信してはどうでしょうか。

住民福祉、市民サービスの向上には、地域の拠点となる施設が欠かせません。特に合併後、支所の位置は地域的な偏りがより大きくなりました。これを是正することは、これからの超高齢社会の住みやすさとりんくするものです。地域的バランスを考えた支所のあり方についてどのようにお考えでしょうか。

次に、安全・安心ネットワークについてお尋ねします。

地域でできることは地域でやってもらうことを目的としていますが、地域の現状についてどのような調査をされ、どのように認識されているのでしょうか。

小学校区単位という基準は、合併地区である御津や灘崎に当てはめることに無理はないでしょうか。

安全・安心ネットワークと行政のかかわりはどのようになりますか。

次に、健康・福祉の課題に移ります。

まず、保育園の民営化についてお伺いします。

保育園の民営化のメリットは、人件費の抑制と多様な保育サービスの提供とされています。

4園への説明、理解が得られなければ、民営化移行の園の数はこだわりません。

どういう結果が得られたとき、民営化の合意ができたと考えていますか。

公立保育園の役割に、障害児の受け入れ、地域家庭支援の拠点が期待されていますが、民間、私立園がそれに取り組んだ場合、市・行政ができる支援は何でしょうか。

待機児ゼロ作戦で生じた保育園の過密状態の適正化を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

認可外保育施設の認可化等の促進で保育水準の適正化を図るべきと考えますが、いかがですか。

国は、18年度10月から総合施設を本格実施の方針です。この総合施設の大きな特徴は、園を利用する親の就労は問わないことです。岡山市は今後総合施設にどのように取り組んでいきますか。

次に、就学前教育検討委員会の最終報告が出ました。幼稚園の統廃合はどうなっていますか、全体構想をお示しください。

幼稚園での預かり保育の実施の現状を御説明ください。

障害児の就園・就学、児童クラブについてお尋ねします。

受け入れ条件の整備を促進するべきと考えます。

施設のバリアフリー化の現状を御説明ください。

障害児申し込みの拒否や待機はありませんか。あるとすれば、その理由は何でしょうか。

障害児加算を増額し、人員が配置できる体制にするべきと考えますが、いかがですか。

児童クラブの障害児の受け入れ年齢は6年生まで可能とするべきと考えますが、いかがですか。

障害児、家庭での閉じこもりの問題、集団生活のメリットから特別の措置が必要だと考えます。子どもたちの育ちを第一に考えて柔軟な対応はできませんか。

次に、障害者自立支援法についてお尋ねします。

これまでの支援費制度を介護保険制度に近づける。応能負担から応益負担に変わり、障害当事者は自立生活ができない制度、と多くの不安を感じています。所得区分によって利用料の減免は考えられませんか。

障害者自立支援法施行により、日常生活用具支給の方法や内容が変わります。応能負担から応益負担となり、これまでの利用者の負担増になりませんか。その軽減策についてお尋ねします。

日常生活用具の決定が市に任されています。市の判断によっては、これまで支給されていた用具——パソコン機器などが支給されなくなるという声があります。サービスの低下にならないよう市の考え方をお尋ねします。

市の障害者向けIT施策は、法施行によりどう変わりますか。

悪法も法は施行されます。現場の混乱と意見は集約して、きちんと国と対峙すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、介護保険制度改定についてお尋ねします。

高齢化率の推移から、すそ野は広がり、利用者の数はふえると警告が鳴らされています。要介護認定者増、重度化の防止のため、介護保険事業は介護予防と在宅重視になっています。

在宅で暮らすためのサービスの充実は、住宅のバリアフリー化、訪問看護、24時間ヘルプがポイントになります。考え方を示してください。

地域包括支援センターの機能充実のために、在宅介護支援センターのサブセンターとしての契約状況と、専門職員の配置について御説明ください。

地域での支え合い、資源活用とネットワーク化を課題としています。だれがどのように進めていきますか。

次に、生活保護世帯が激増しています。競争社会での経済的格差、社会保障制度の低下などにより、生活保護世帯の高齢者率の高さは問題ですが、なかなか難しいことです。

生活保護はぎりぎりの社会保障ですが、一方では自立的生活を営めるような支援も重要です。母子家庭の母、ホームレスに関して、就労訓練、就労支援、住居の問題など具体的な行政の支援策について御説明ください。

次に、高齢者虐待についての対策をお伺いします。

まず、アンケート調査による課題は何だったのでしょうか。

課題解決の具体的施策を御説明ください。

地域包括支援センターはどのような任務を受け持ちますか、そのための人的配置はどのようになりま

すか、お示しください。

虐待を通報されたら、見つけたら、どのような解決手段を持っていますか。児童虐待防止ネットワークに類似したケア会議や資源のネットワーク化はいかがでしょうか。

防止法を受けて、条例づくりにはどのように取り組めますか。

まず、関係職員の研修や相談窓口の設定、シェルターの設置を急ぐべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、吉備荘跡地の売却問題についてお尋ねします。

そもそもこの土地は、県の吉備史跡県立自然公園に指定された2,524ヘクタールの中にある約4ヘクタールの市有地です。史跡自然公園というだけに、この地には古代吉備国にかかわる遺跡が数々残っています。

さて、13年に緑の基本計画が策定され、18年度は計画の見直し時期。ぜひこの際、緑の基本計画にこの地を入れて、里山センター設置もしくは里山としての整備とネットワーク化を図っていただきたいと思えます。

吉備荘跡地売却の目的は何でしょうか。

拙速な売却に走らず、緑の保全という観点から積極的な活用策を検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、交通・道路問題についてお尋ねします。

まず、駅の利便度アップです。

高島駅や庭瀬駅には南口がなく、住民からの南口設置を要望する声は強いものがあります。特に高島駅は、17年6月から夜間——夜9時以降、駅員のいない無人駅となりました。また、駅の南からは暗く、狭い地下道を通らなくてはならず、安全とは言えない状況が続いています。住民の強い要望もあり、駅の利便度がアップするよう南口の設置を進めてほしいと考えます。御所見をお伺いします。

次に、過疎地有償運送事業についてお尋ねします。

法定協議会で、御津、灘崎のコミュニティバスは、特色のあるサービスとして存続させることになっています。また、公共交通不便地域については、今後検討が必要とされています。

さて、足守地域では、過疎地有償運送事業により、16年11月から生活バスが走り始めました。公共交通不便地域については、今後過疎地有償運送事業などの取り組みを進めるべきと考えます。その方法について御説明ください。

次に、国道2号立体工事についてお尋ねします。

国体が終わり次第、バイパスの工事が始まるということでしたが、市民生活に少なからぬ影響が心配されるところです。

工事期間中には、生活道路への通過車両の進入が予想されますが、その対策はとってありますか。

周辺住民への説明はどのようにされますか。

国道とはいえ、市が積極的に関与しないと混乱が生じかねないことを意識されていますか。

次に、生活道路のバリアフリーについてお尋ねします。

生活道路の改修や下水道工事後にアスファルトの全面舗装などが頻繁に行われています。生活道路は、ベビーカーを押したり、老人車を押したりする方、また車いすの方も通ります。道路をつくる人は実際に歩き、ベビーカーや車いすが通れることを確認してほしいと思います。

道路の補修工事では、段差が拡大したりすることのないように基準が決められていますか、生活道路のバリアフリー化についてどのような取り組みを進めていきますか、お尋ねします。

次に、建築確認についてお尋ねします。

耐震偽装に続き、東横インの法律・条例破りが問題となっていますが、建築物に対する行政のチェックが甘いのではないかとという疑問も生じています。これを少なくとも岡山市は信頼が損なわれないように厳正にやってもらいたいものです。

まず、耐震偽装についてですが、建築確認を民間にさせるようになったことで、偽装が容易に行われるようになったのではという傾向があるかどうかお伺いします。

市は、民間で行われている建築確認の手續にどのような関与ができますか。資料はどの程度保存されますか。

安全なまち、障害者に優しいまちという視点から、市の条例で立入検査、改善命令、氏名公表、罰金・制裁金などの制裁措置はとれないのでしょうか。

次に、環境問題についてお尋ねします。

環境省は、今国会に提出を予定している容器包装リサイクル法改正案の概要をまとめました。直接規制を見送ったレジ袋対策については、一定規模以上のスーパーや百貨店などの小売店に対し、削減に向けた有料化などの取り組み状況の報告を義務づけるものとなっています。さらに、取り組みが不十分な場合は、国が改善を勧告し、それでも従わない場合には、改善命令や業者名の公表、レジ袋のほかに紙袋やプラスチックの手提げ袋なども対象となります。

ごみ減量の取り組みは、発生抑制とリサイクルです。国の動きに呼応して、どのような取り組みを進めていきますか。

岡山市はエコ研究会を立ち上げ、リサイクル技術の開発の支援や啓発活動に取り組んでいます。

エコ研究会の活動実績について御報告ください。

昨年度、町内会を通じててんぷら油の回収を行い、バイオディーゼル燃料の取り組みを行いました。協力いただいた市民の皆さんへの報告はどのように行ったのでしょうか。てんぷら油の回収の今後の取り組みについて御説明ください。

次に、京都議定書の目標が達成できていません。

自然エネルギー導入を積極的に進めるべきと考えますが、自然エネルギー導入の推進体制はどのようになっていますか。

岡山市は自然に恵まれた環境ですが、合併によりさらに森林面積も格段にふえました。この豊かな森林を造るためには、適正な森林の管理・保全及び木材の需要拡大が重要です。また、循環型社会の構築を図るためには、製材、廃材などの利用拡大が課題となっています。

森林から発生する製材、廃材などの木質バイオマスから製造されるペレット燃料の需要を促進することは、これらの目的を達成するためにも必要な事業です。県においては、木質バイオマスに取り組む市町村や社協に対して、ペレットストーブの導入に補助をすることです。ただし、市町村も同じ政策をとるところに限るそうなので、岡山市もこれを導入すべきではないかと考えます。御所見をお伺いします。

次に、土壌・地下水の汚染についてお尋ねします。

小鳥が丘団地の土壌・地下水の汚染問題について、17年6月議会で住民、企業、岡山市の3者で話し合うことが確認されました。

事後の3者協議の中で、企業側は我が社には法的責任はないという趣旨の発言を繰り返しているようですが、これでは地域住民の不安は払拭できません。単に企業の責任を追及するだけでは不十分であり、3者協議の本旨にのっとり岡山市の姿勢をお尋ねします。

その後、3者協議が開催されていないと聞いていますが、開催状況を報告してください。

3者協議を通じて主張されている企業側の説明を報告してください。

小鳥が丘団地は、旭油化という工場があったところです。旭油化は廃棄物処理業も行っていました。1973年から83年までという期間は、産廃規制も随分甘かったことを考えると、現在なら規制を受ける有害物質も厳重な保管がなされていなかった可能性がありませんか。

特に、ガス化した物質が確認されていますので、地下に埋まっている有害物質が出てこないと言いつてもいい切れないと思いますが、いかがでしょうか。

何が埋まっているのか厳重に調査をし、市民に健康被害が及ばないことを確認することは、市民の命と健康を守る行政の仕事と考えますが、いかがでしょうか。

次に、水道事業についてお尋ねします。

苦田ダムからの受水量は、需要予測から22年度には5万トンにふえるようです。岡山市としてそれほど水需要の伸びは期待できません。岡山市は要らない水、むだな水に予算を割くことはできません。

昨年、私は渇水時の早明浦ダムに視察に行き、四国の高松市水道局でお話をお聞きしました。四国内はどこも水不足が心配されるため、高松市に水を送る余裕はないそうです。

さてそこで、毎年渇水に悩まされている高松市に苦田ダムの水を送るというアイデアはいかがでしょうか。水道企業団に岡山市から提案してみたらいかがでしょうか、お尋ねします。

次に、土地改良事業についてお尋ねします。

12年度末現在、土地改良事業の債務負担残額約300億円を抱え、行財政面から重要課題として取り上げたことにより、本市では13年度において土地改良事業推進のあり方などを調査するため、包括外部監査を依頼、この監査から多くの課題が指摘されました。

この指摘を受け本市は、有識者による土地改良事業検討委員会を設置し、本委員会に土地改良事業のあり方について諮問し、16年2月に同委員会及び岡山市総合政策審議会から、本市が目指すべき土地改良事業及び改良区の将来の姿について答申を受けています。しかし、今日に至っても答申に対する取り組みの姿勢が見えてきません。

本市の助成は、有利な財源を工夫するよう求めています。この取り組みについてお聞かせください。

環境への配慮したものとなるよう体制整備の状況は怎么样了なっているか、またボランティアの体制づくりなどもあわせてお伺いします。

土地改良事業の施行の透明性は確保されていますか、また業務委託については、競争原理の導入が図られていますか。

土地改良区の統合の前提条件の一つに、市内のすべての農用地が土地改良区の区域に整理統合されること、また市域が1つの土地改良区に統合されることが望ましいとなっていますが、土地改良区統合検討協議会が東、北、南の3ブロックで開催されているのは、ブロックごとに統合した後、1つの土地改良区に統合するという2段階統合方式をとるとのことですか。これらの課題、実現性についてお聞かせください。

岡山県が18年度から行財政改革で土地改良事業の補助率カットのため、土地改良区組合員の受益者負担を一律2ポイント引き上げる、一方土地改良区のない農家には7ポイントの負担増などを市議会経済委員会に説明されました。これを受け、市議会経済委員会では、関係受益者にこれらの負担額を求めるとは難しいと判断し、本議会冒頭では、全会一致で岡山県に補助率の据え置きを要望書を出しています。要望が県において承認されないときは、さきに述べた関係者に負担増を求めますか。

負担増を求める考えをお持ちであれば、まず検討委員会の答申の大きな柱となっている改良区の統合の見通しが立った上で実施すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

次に、教育についてお尋ねします。

子どもは宝という市長の哲学の実現に向けた教育関係の質問をします。

まず、教育の概念からお尋ねします。

資本制生産様式のもとでは、労働から精神と肉体の分離、すなわち疎外が発生すると言われていています。現実の今ある生きた子どもたちを通して教育の疎外を止揚する概念の確立する方法の一つとして、官でも民でもない公・パブリックの概念が近年論議されています。それは、子どもたちを中心に学校、家庭、地域、企業など、すべての子どもたちのかかわる環境が教育の当事者にほかならないという考えです。

簡単に言えば、公の概念を前提にした子どもたちは、地域の宝とも言うべき論旨です。市民協働の人づくり条例(仮称)の中にその始源的な論議が開始されていますが、教育の公・パブリックの概念をどうお考えでしょうか。

子どもたちは、教育を受ける権利とともに、その権利が保障される環境を求める権利も有しています。それは、私たち大人に極めて重たい現実を突きつけることを意味しますが、しっかりと受けとめながら、きちんと責任を果たすことが求められます。

2004年度岡山市教育委員会編「教育要覧」内、「学校園施設・設備」から施設の現況を見てみますと、子どもたちの権利が保障されていると言いたい状況が散見されます。

運動場面積を小・中学校で見ますと、三勲小学校、旭東小学校、操山中学校、桑田中学校、東山中学校などがとても狭いんです。少子化の時代とはいえ、部活動にとっては、児童・生徒の多少にかかわらず一定のキャパシティが必要なのは自明のことです。教育権の保障を確保するためには、運動場の拡張が求められますが、将来的な展望と計画予定をお尋ねいたします。

次に、東南海大地震などの自然災害が年を増すにつれリアリティーを持つ今日、昼間・日中にかかる大地震の災害は、集中した場所的空間である学校では極めて悲惨な状況が想定されます。フィリピン・レイテ島の日中での地すべりによる地元の小学校への災害は、授業を受けていた250名もの児童を一瞬のうちに飲み込んだと言われています。倒壊や地すべり、あるいは水没による災害が心配です。

国土庁によるハザードマップなどを参考にして、耐震基準の公表と計画策定の進捗状況をお尋ねします。

また、海拔ゼロメートル地帯の水没のおそれのある保・幼・小・中の件数、校名、それに対策をお尋ねします。

さらに、土砂崩れのおそれのある箇所についても、あわせてお尋ねいたします。

次に、後楽館校舎整備計画についてお尋ねします。

後楽館校舎整備計画は、岡山中央北小学校跡地を想定しています。16年11月24日の教育委員会で、岡山中央北小学校の校舎と用地を活用していく方針が決定され、当面は、現在の天神校舎並びに旧内山下小学校の体育館及び校舎の使用を継続し、将来的にはカルチャーゾーンの立地を生かす高等部を中心とする機能を天神校舎に置きながら、中等部を初め大半の機能を岡山中央北小学校部分に移転することとされています。

今後の年次別の整備の進め方と、天神校舎の活用方法について御説明ください。

次に、地区図書館整備についてお尋ねします。

16年度には説明会費用として15万円、17年度には概略設計費として100万円が予算化されましたが、使用されませんでした。そして、18年度には何の予算もついていません。これまでの経過を考えれば、市民に対して行政の継続性が説明できません。

子どもたちのために図書館は必要だと答弁された市長は、このことについてどのようにお考えでしょうか。

次に、指導力不足教員研修制度の現状についてお尋ねします。

14年に試行され、15年、16年、17年と実施となった指導力不足教員研修制度の現状について御説明ください。

指導力不足と判断する基準と判定委員会の内容、指導力不足の分析とその解決手段の策定、不服申請の制度、研修後の職場復帰は可能か、職種変更は用意されているのか。以上です。

岡山県教委は、4月から目標管理の手法を取り入れた教職員評価システムをすべての公立学校に導入し、意欲的な取り組みを評価することで、教職員のレベルアップと学校組織の活性化を図るとしています。

このことについて市教委はどのようにかかわっていきますか、御所見をお伺いします。

これで第1回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

無所属市民の会を代表されての市議員の御質問にお答えします。

まず、市政の主な懸案事項についてでございますが、過日公表しました視点、問題提起した意図についてのお尋ねですが、私自身以前から、一市民としての感覚や経済人としての企業経営的視点などから、市政のさまざまな点について疑問を感じておりました。市長就任後、こうした点について繰り返し説明を受けてまいりましたが、目的や費用対効果の面、あるいは契約など、今後の市政運営上問題があると思われる点も多く、市民の皆様にはまずは実情を正確にお知らせする必要があると判断いたしました。

こうした問題につきましては、行政として今後課題解決に向けた見直しを検討していくことになりませんが、このように情報公開を通じて市民の皆様と問題点を共有し、ともにあるべき姿を考えていくことが重要であると考えました。

次に、格差社会の問題につきましては、今国会においても論争が繰り広げられております。私は経済的な自由競争の中で勝ち組が生じ、ある程度の所得格差が生じることはやむを得ないと思います。しかしながら、一たん敗者となっても、再チャレンジできる機会があること、また経済的な格差が世代を超えて固定化しないことが、健全な自由競争を促進するためにも重要なことであると考えております。

いづれにしても、市民の皆様一人一人が夢と希望を持って、自分の能力を十分に発揮できる社会を実現していかなければなりません。そのためには、常に公共の福祉を目的としながら、活力ある健全な自由競争を維持していく必要があるのではないかと考えております。

次に、国際交流の方針につきましては、来年度においても本市の主要な事業の一つとして推進することにしております。

交流事業といたしましては、従来の子ども海外派遣事業などの子どもの交流、市民訪問団の派遣・受け入れなどの市民交流を引き続き推進することに加え、経済交流の視点も盛り込んだ事業を予定しており、新たにヨーロッパ、アジア地域との交流推進事業並びに国際交流都市等との経済交流推進事業を積極的に展開していく予定でございます。

また、市民訪問団への参加につきましては、私も参加をする予定でございます。

国際交流につきましては、いろいろちよっと調べてみましたけれども、例えば今岡山と姉妹縁組しておられるところはサンノゼ、サンホセ、プロブディブ市——ブルガリアでございますが、それから洛陽、富川、新竹となっておりますけれども、例えばサンノゼ、岡山と姉妹縁組しまして来年が50年になるわけではございませんけれども、私も何回か行かせていただきましたけれども、当時、昭和32年に姉妹縁組しておりますけれども、岡山は人口26万人でございました。サンノゼはその当時14万人でございます。現在サンノゼは94万人になっております。ステイ交換とかいろいろやっておりますけれども、今途切れておるといことで、例えばそのころの学生さんとか子どもたちももう随分大きくなっておるわけでございますから、やはりステイ交換というのは継続的にやる必要があると思っておりました。やはり、市民の交流もさることながら、やはり経済というものが結びつくことが長続きすることじやないかなと思っておりましたから、今後はやはり、今姉妹縁組しているところとも一緒になって、経済と結びつくようなことも考えてみたいなあと思っております。

これからもどんどん、やはり国際化が進みますけれども、産業と一緒に、また市民も一緒になって国際化を進めることが本当の友好親善だと思っておりますので、そのようなやり方でやっていきたいと思っております。

以上でございますが、そのほかにつきましては局長の方からまた答弁をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

P. 155

◎総務局長（池上進君） まず、市政の主な懸案事項についてのうち、岡山市外郭団体の今後の方策についてでございます。

これにつきましては、共産党を代表しての竹永議員にお答えしたとおり、新行財政改革大綱（短期計画編）素案に掲げた取り組み内容に沿いまして、平成18年度中に外郭団体の見直しに係る市の総合的な指針を策定し、外郭団体の経営安定化、管理運営の効率化、業務の多角化、さらには外郭団体自身やその事業の必要性、外郭団体に対する市の関与のあり方などについて見直しを進めたいと考えております。

続きまして、都市ビジョンについて、都市ビジョンの作成とともに、まちづくりの方針となる自治基本条例の制定を目指すときと考えるがという御質問でございますが、本市におきましては、政策形成における市民参画を図るために、分野別の自治基本条例に当たります岡山市協働のまちづくり条例を初めとするまちづくり条例の制定過程におきまして、市民参画の観点から、市民の意見を反映させるべき措置を事実上講じてきたところでございます。

また、市議会における審議過程での各議員さんの御意見も、政策形成過程における市民参画の一つであると認識をしております。

したがって、他都市において自治基本条例の制定が進みつつある現状を踏まえながらも、本市における基本条例制定の必要性やその実効性についての十分な検討が必要な事項でございます。またあわせて市議会の役割との関係にも十分配慮することを要する今後の検討課題であると認識をしております。

自治体経営法を習得した職員のような意識改革と行動改革により、市民サービスの向上が図られるのかという御質問でございますが、この自治体経営法研修では、受講職員が自己を見詰め直し、公務員として、また一人の人間として、どうすればこれからの人生を有意義に過ごせるか、また自己目標を実現することができるかを考えまして、「自分づくり」を行うセルフコーチング手法習得のためのトレーニングを行っております。

このトレーニングの中で「気づき」が公務員としての意識や行動を変革させ、自発的な行動を促し、状況対応力や問題解決力などを向上させることから、市民サービスの向上だけでなく、行政経営能力の向上を図ることができると考えてございます。

次に、市民の相談や苦情にどのように対応できる職員を養成しようとしているのかと、またその方法はというお尋ねでございますが、市民の苦情や相談に対しましては、常に冷静かつ積極的に耳を傾け、相手との信頼関係を築きながら話の真意をつかみ、問題解決を図ることが求められます。

職員研修では、希望職員を対象に、住民を行政の協力者としていくことを基本として、住民との信頼関係とクレーム対応の基本姿勢、コミュニケーションと心理変化、自尊心への心配り、感情への対



処法、クレーム対応の技法などを内容といたしましたクレーム対応力強化研修などを実施いたしております。

続きまして、行財政改革についてでございますが、まず行財政改革の目標についてのお尋ねでございます。

新風会を代表しての柴田議員の御質問にお答えしたとおり、今後の少子・高齢化時代に対応すべく、時代のニーズが薄れた行政サービスは廃止、再編・統合を行いまして、また子育て支援や福祉などの今後拡充すべき行政サービスは充実を図って、最少の経費で最大の行政効果を生み出し、簡素で効率的、効果的な行政システムをつくることを行財政改革大綱における行財政改革の理念、目標とさせていただきます。

次に、自治体経営法の理念は具体的にどのようなところにあらわれているのかというお尋ねでございますが、自治体経営法では、市民への奉仕精神にあふれた職員が、民間の経営手法を用いて市民サービスの向上や行政経営を行うことをその理念の柱とさせていただきます。

新行財政改革大綱におきまして、職員の意識改革と能力開発に関しましては、新たな人材育成ビジョンの策定や新たな人事評価制度の導入、勤務実績の給与への反映などに、また民間経営手法の活用につきましては、事務事業の見直しや民間活力の積極的活用、業務改善運動の推進などに大きく反映していると考えております。

次に、新行財政改革プランの達成率と評価についてのお尋ねですが、ゆうあいクラブを代表しての升永議員の御質問にお答えしたとおり、平成17年9月末時点でございますが、縮減目標額約50億円に対しまして、約27.2億円の縮減、達成率が約54%でございます。

その主な改革内容は、学校給食の民間委託推進、区市町村職員共済組合への移行などとなっておりますが、一定の成果が得られたものと評価いたしております。

次に、外郭団体見直しに係る総合的指針の基本的考え方についてでございますが、公明党を代表しての酒見議員の御質問にお答えいたしましたとおり、外郭団体の必要性に関しましては、現在における設立目的の有無や指定管理者制度の導入に伴う存在意義の変化、また団体の経営状況といった視点での見直しを図り、市の関与のあり方に関しましては、本市の事業との関連性、当初の出資目的の達成状況などといった視点を総合的に勘案し、見直しを図っていきたくと考えております。

また、市職員OBの役員就任はやめるべきというお尋ねですが、これにつきましても公明党を代表しての酒見議員の御質問にお答えしたとおり、市の関与の必要性を総合的に勘案いたしまして、その削減を進めていきたいと考えております。

次に、平成18年度の事業仕分けの実施方法についてのお尋ねですが、共産党を代表しての竹永議員の御質問にお答えしたとおり、本格導入に際しましては、今回の試行と同様に市民が主体となった事業仕分けを行ってまいりたいと考えておりますが、その具体的な実施方法や体制につきましても、試行の際にちゅうだいたした多くの御意見を参考に検討していく予定でございます。

また、事業仕分けの実施と新行財政改革大綱がどのように連動するのかというお尋ねですが、ゆうあいクラブを代表しての升永議員の御質問にお答えしたとおり、事業仕分けを総合的行政評価システムの部分にしっかりと位置づけ、仕分けの効果を最大限に発揮できるようPDCAサイクルの確立を図っていきたくと考えております。

次に、機構改革と人事政策についてでございます。

まず、現在の部長と審議監の仕事の内容の違いはというお尋ねでございますが、審議監は各課を見るとともに、突発的な緊急を要する課題、また特に重要な局内横断的課題などにつきましても、局長からの指示に基づき、部の壁を取り払った形で機動的かつ迅速に対応するものでございます。

次に、マトリックス組織の創設と残業をせず定時内で効率的に業務を遂行できることがどのように関連するのかというお尋ねでございますが、組織づくりと人づくりを両輪に公務効率向上を図りまして、簡素で効率的、効果的な行政運営を実現し、多様化する住民ニーズに的確かつ継続的に対応し得る基盤づくりを推進しようとするものでございます。

次に、政府が予定している地方自治法の改正案により、出納長、収入役を廃止し、副知事、副市町村長に一元化されること、また条例により監査委員を増員できるようになることについての取り組みについてのお尋ねでございますが、一部の報道によりまして、議員御指摘のように地方自治法の改正案が予定されていることは承知してございますが、現時点では法案自体が提出をされておらず、その詳細についての具体的情報が得られておりません。

したがって、今後もその正確な情報収集に努めますとともに、出納、その他の会計事務について適正な処理が確保されるとともに、監査機能が十分に発揮される体制づくりに向けて、適切な対応を講ずるよう努めてまいります。

次に、新規採用3年間凍結に至った検討プロセスについてのお尋ねでございます。

行財政改革を公約に当選されました高谷市長が就任され、財政状況を点検していく中で、現在の岡山市の財政状況が危険水域にあること、また財政指標に赤信号が点滅している状況にあるにもかかわらず、職員の危機意識が希薄なように感じられたことなどから、これまでの職員の削減計画ではスピードが遅く、行財政改革の歩みを一層加速していくことが必要であると判断されたものと理解しております。

そして、その後の新行財政改革大綱、平成18年度人事政策の検討を進めていく段階におきまして、平成17年度から平成21年度までの5年間で約10%の削減率を目標とすることとし、その目標を達成するために、一部の職種を除き新規採用を3年間凍結することとしたところでございます。

続きまして、若い人に仕事がないという時期における人事政策の役割でございますが、現在地方公共団体におきましては、多様化する住民ニーズに的確に対応するための行政サービスの充実とともに、厳しさを増す地方財政事情の中で行政組織の効率化が大きな課題となっております。

そこで岡山市では、職員一人一人の能力が生かされ、活力にあふれた働きがいのある働きやすい職場環境の構築と、さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応し得る簡素で効率的な行政運営の実現を目指すことを基本認識とし、人事政策を推進することといたしております。

また、地方分権の進展に伴う行政の高度化、専門化や多様な行政需要の増大等に適切に対応するために、雇用対策の面だけでなく、人材の新たな活用という視点から、御指摘のワークシェアリング的な視点での新たな任用形態として、平成17年2月、一般職員の任期を定めて任用される短時間勤務職員の任用制度を導入したところでございます。

次に、2007年問題にどのように対応するかというお尋ねですが、本市におきましても、2007年に多くの退職者が見込まれ、同様の傾向は見られます。そこで問題となりますのは、安定した労働力の確保とノウハウの継承などが挙げられます。

まず、労働力の確保につきましては、来年度から予定されております事務事業の見直し、組織・機構の見直しを行いまして、さらには職員のおののおが知恵を出し合い、工夫することを推進し、効率的でむだのない職場づくりを目指していくことで対応してまいりたいと考えております。

また、ノウハウの継承につきましては、職場研修の強化、充実や、さらには内部事務のマニュアル化などにより対応してまいりたいと考えております。

次に、保育士などの配置基準が法令等で定められている専門職種以外の職場は減員になるのかというお尋ねですが、新規採用は3年間凍結となりますが、各職場の職員数を一律に減じていくことを想定しているものではございません。各職場への人員配置は、事務事業の見直し、組織・機構の見直しを行って行く中で検討を行いまして、市民サービスの低下を生じないよう人事配置に努めてまいりたいと考えております。

また、臨時職員の配置についてでございますが、臨時職員の配置は窓口業務、出先施設の維持管理、保育士などの専門的業務、育児休業などの代替を基本として、その必要性などを十分勘案した上で効果的な配置を行っていきたいと考えております。

次に、サービス残業が起きないようにするための方策ということでございますが、時間外勤務につきましては縮減を基本といたしますが、一方ではサービス残業が起りほしくないかという不安の声も聞こえてまいります。

しかし、サービス残業は決してあってはならないものでございます。このようなことが起こらないようむだをなくし、創意工夫を行い業務の効率化を図ることや、日ごろからの職員の時間に対する自己管理能力を上げていくことが必要であると考えております。

さらには、やむを得ず時間外勤務を行う場合の事前命令の徹底などの適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、指定管理者についての御質問でございます。

この中で、附則による場合とその他の事情による場合の分類基準はというお尋ねですが、附則による場合は、専門性等がすぐれており、他の候補者が通常は考えられない場合や、施設の性格から地元住民が運営することが最も効果的である場合を想定しております。

また、その他の事情による場合は、管理受託者が当該施設の管理により蓄積してきた経営資源を有効に活用する必要がある場合や、管理受託者が現に実施している施設の管理事業以外の事業が市の政策実現の観点から必要不可欠であって、他の者が指定管理者となることにより当該事業の実施が困難となる場合を想定しております。

次に、既に指定の済んだ施設への新方針の適用はというお尋ねですが、前方針を前提として議会の御議決を得て指定管理者として指定しておりますので、全面改定したときの新方針の適用については、次の御議決をいただく場合となります。

全面改定に向けての議員御指摘の諸点につきましては、改正の必要があると考えておりますので、平成18年度中に運用方針を全面改定したいと考えております。

次に、合併・政令市についてのうち、県からの事務権限移譲についてのお尋ねですが、地方分権を基礎とした新しい国の形をつくるため、県内分権を推し進め、市民サービスの向上が図られ、かつ自主的、総合的なまちづくりに寄与できる34事務の受け入れを行ったものです。

特に、特定工場新設等の届け出受理事務や砂利の採取計画の認可等事務は政令指定都市権限事務でございます。今回、地方自治法上の特例条例に基づいて県から権限移譲を受けたものでございまして、本市の政令市実現に向けた積極的取り組みの成果であると考えております。

今後でございますが、指定居宅サービス事業者の指定及び監査、農地転用許可等の事務権限移譲について、引き続き県と協議を進めていく予定といたしております。

次に、男女共同参画についてのお尋ねのうち、まず育児休業取得率について、政府の数値目標である男性10%はどのようにして達成するのかという御質問ですが、岡山市では次世代育成支援対策推進法、これに基づきまして岡山市特定事業主行動計画を昨年4月に策定をしております。各任命権者や所属長などへ男性、女性を問わず、育児休暇を取得しやすい職場の環境づくりを働きかけたり、この行動計画をホームページに掲載して職員に周知しているところでございます。

今後とも、この行動計画を踏まえまして、職員本人だけでなく、職場全体で助け合い、支え合って次世代育成支援、子育て支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、諸手当についてでございますが、岡山市では職員手当等の支給に当たりましては、男性のみということはありません。

さらに、セクシュアルハラスメントなど3点の御指摘につきましては、事業主である岡山市として問題はないと考えております。

続きまして、安全・安心のまちづくりについてのうち、防災計画見直しのポイントのお尋ねでございます。

今回は、御津、灘崎と合併後初めての会議であったことから、それぞれの地域防災計画を一体化したこと、また指定避難場所を拡大したこと、さらに避難の基準を明確化したことなどが主な改正点でございます。

次に、県の防災情報ネットワークと市の連携についてのお尋ねでございますが、この件につきましては既に県の関係部局と話し合いをしてきた中で、県においては平成18年度から3カ年でシステムを更新する予定と伺っております。したがって、この更新時に合わせ、無線や下水道光ファイバによる有線も含めた連携が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

また、防災行政無線の地域の皆様への伝達についてでございますが、このシステムを有効に活用するためには、地域内の連絡網、連絡ルートを確立する必要があると考えております。

今回、戸別受信機設置に合わせ、新たに連絡網を整備した地域もございまして、本市といたしましても引き続き災害時の連絡体制の強化について地域にお願いしてまいりたいと考えております。

最後に、地域バランスを考えた支所のあり方というお尋ねでございますが、支所等のあり方につきましては、これまでも市民の利便性の向上を基本といたしまして、全体の効率化を図りつつ身近な市民サービスを提供していくため、当面既存の支所などの機能は基本的には維持することといたしておりますが、政令指定都市を目指す中で重要な問題として十分検討していかねばならないと考えております。

以上でございます。

◎企画局長（風早正毅君） まず、企画局関係、市政の懸案事項の中で、デジタルミュージアムについてでございますが、深刻な自治体財政を初めとして、公立の博物館をめぐる厳しい環境の中では、文化施設といえども経営の視点の重視が求められております。相当な経営努力が必要という認識に立って、より積極的に来館者の増加や、広告・企業協賛金の確保に向けて努力し、収支差の改善に努めて、より持続的な運営を可能としていきたいと考えております。

次に、都市ビジョンの項で、岡山のまちのありよう、目指すべき都市像についてのお尋ねでございますが、公明党、新風会、共産党の代表質問へお答えしたとおり、ビジョンづくりは「岡山みらい会議」での議論がスタートしたところで、国際化、少子・高齢化、情報化など本市を取り巻く社会経済環境の変化に的確に対応し、政令指定都市を目指し、中四国の中核拠点都市にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要と考えております。

そして、市民と都市像共有のために何をやるのかとの御質問でございますが、「岡山みらい会議」を公開で開催し、その協議内容をホームページ等により情報公開を積極的に行うとともに、市民の皆様の声を反映させるため、協議の段階に応じて積極的に市民皆様の御意見をお聞きし、その御意見をしっかりと取り入れていくこととして、市民との協働により策定してまいりたいと考えております。

また、「岡山みらい会議」の委員につきましても、さまざまな観点から総合的、専門的に御議論をしていただくため、公募でなくそれぞれ選任したものでございます。

続きまして、中心市街地活性化の項で、空洞化の要因、岡山駅前、表町商店街等の活性化、そして西川緑道公園についての御質問でございます。

中心市街地空洞化の要因につきましては、高度経済成長期から起きた中心市街地の地価高騰やモータリゼーションの急激な進展等により、都心居住人口が減少し、事業所や大規模小売店舗等の郊外化が進んだこと、また従来型の商店街が多様化する消費者ニーズに対応し切れず、後継者問題も抱えるなど、さまざまな要因が複合化しているものと考えております。

中心市街地活性化基本計画におきましては、岡山市の中心市街地は、政令指定都市を目指す広域都市圏の商業・業務機能の中心を担う岡山駅周辺エリアと、400年の歴史の中で都市文化の担い手として、また岡山の顔としての役割を果たしてきた岡山城、後樂園、表町商店街等を中心とした旧城下町—オールドタウン—エリアの2つのエリアで構成されています。

中心市街地の活性化は、この2つのエリアが持つそれぞれの都市機能と資質を生かし、市民の皆様が楽しんでまちを歩けるように、また高齢化社会や環境面にも配慮した人と環境に優しい都心の再生を実現してまいりたいと考えております。

次に、西川緑道公園の整備についてのお尋ねでございますが、現在進めております新しい西川緑道公園計画も、先人の知恵によって生まれた用水を現代に生かすものとして、全国的に誇れるものとして活用してございますが、さらににぎわいを高め活性化を図るため、またこの両方のエリアを楽しんで回遊し、結びつけるために大きな役割を果たすものとして取り組んでおるところでございます。

続きまして、旧深砥小学校跡地に関しての防災上の観点についての御質問でございます。

岡山中央南（旧深砥）小学校跡地活用懇談会により取りまとめられた提言において、岡山中央南地区全体のまちづくりの視点の中で、安全・安心なまちづくりとして災害時に避難できる場所の確保や緊急医療の対応など、防災上の観点からの配慮が必要であるというふうにされております。この提言をもとにさまざまな形で協議する中、議員御提案の防災上の観点も踏まえながら、跡地活用の方針を検討してまいりたいと考えております。

そして次に、行財政改革の項で、出石小学校跡地整備事業の企業倒産した場合のリスクヘッジについての御質問でございます。

出石小学校跡地整備事業に関する定期借地権設定契約書では、万が一の場合のリスク回避措置として、建物の解体積立金の確保、事業を継承する第三者の探索義務、保証人の設定、契約解除時の違約金の設定、損害賠償等の規定が明記されております。

さらに、事業者の毎年の決算など財務状況や、事業の運営及び収支状況を適時にモニタリングを実施することとしております。

次に、機構改革と人事政策の項で、内部事務のシステム化、そして内部管理業務の効率化についてのお尋ねでございます。

行政内部の管理業務の効率化は、いわゆる人・物・金といった経営資源を最大限有効活用するために必要な取り組みであると考えております。そのためには、従来のやり方にとらわれない自由な発想で、職員みずからが改革意識を持って、組織全体の目標として取り組んでいくことが必要であると考えております。

まず、人にとっては、職員が本来業務に従事できる時間をふやし、働く意欲につながるような仕組みを取り入れていくことと考えます。また、物にとっては、市が有するさまざまな財産や資産を市民皆様のために最大限有効活用できることを目指し、さらに金にとっては、市の財政をより効率的で適正に執行ができるとともに、効果的な経営判断ができる仕組みを取り入れていくことと考えます。

今回のこの取り組みは、一連の行財政改革を成功させるために職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市長の政治姿勢の項で、株式会社リットシティにつきまして、設立目的の関係での御質問でございます。

株式会社リットシティは、公共性と収益性を兼ね備えた官民連携による地域情報化事業推進を目的として、市内外の民間企業と行政の協働により、平成13年5月に設立されたものでございます。同社は自治体ビジネスを展開するベンチャー企業として、複数の県内市町村に情報セキュリティ関連のコンサルティング事業などを展開しているようでございますが、より一層の経営安定化を期待する上でも、今後とも他自治体に対しても積極的に事業展開を行っていただきたいと考えております。

次に、出資者としての岡山市から見た同社の課題、そして会社を清算するべきではないかという御質問でございます。

地域情報化を推進する民間企業としてのコアビジネスの確立が喫緊の課題であると認識しております。今後の同社の経営安定化を期待し、本市は他の株主と同一の立場から同社のあり方を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、合併・政令市の項について、政令市のメリット、どういう政令市を目指すのかとの御質問でございます。

政令指定都市移行により、人づくり、福祉、道路行政など住民生活にかかわりの深い事務の多くを直接処理できるようになり、住民ニーズに的確に対応した行政を進めることができ、また新たな財源や地方交付税などの増額が見込まれ、財政規模が拡大するため、この財源を有効に活用することで住

民生活をより充実させ、豊かなまちづくりを進めることができ、さらに全国的・国際的認知度が一段と高まり、都市のイメージアップとポテンシャルが向上するものと考えております。

そして、都市内分権に関連しての御質問ですが、政令指定都市移行後のそれぞれの地域ごとの特性に応じた行財政運営が可能となるよう、都市内分権の検討を今後一層行ってまいりたいと考えております。

続きまして、岡山市情報化政策についての項で、情報化計画の進捗状況についての御質問でございます。

現行の情報化計画は平成14年に策定されまして、行政情報化の推進や市民情報化の促進を中心とした市民参加型電子自治体の構築が基本となっております。情報水道構想の推進による地域のいち早いブロードバンド化の達成、地域コミュニティを活性化させる電子町内会の運用、市民の情報化をサポートする情報ボランティアの育成など、IT先進都市としての評価を得るに至り、現行の情報化計画はほぼ達成されたものと考えております。

次に、新情報化計画策定のスケジュールでございますが、来年度策定する予定の新岡山市行財政改革大綱（長期計画編）などとの連携を図る必要があることから、本年度中を目途に新情報化計画の基本構想を取りまとめ、新年度において行動計画等を策定してまいりたいと考えております。

次に、市町村合併と情報化計画との関係についての御質問でございます。旧御津町、旧灘崎町、また現在合併が協議されている2町においても基本となる情報通信基盤は整備されておることから、合併による大きな影響はないと考えております。

今後策定する新情報化計画においては、合併地域の地域特性も反映し、市民サービスの向上につながる内容にまいりたいと考えております。

そして、情報化の果たす意味についての御質問ですが、情報通信技術は時間と距離とを短縮することができるという特徴を有しており、市民サービスの提供や市政情報の伝達等において大きな効果を発揮するものと考えております。

そして、地域間における情報化格差、そしてその格差是正に対する必要性についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、民間事業者による情報通信基盤の整備においては、地域により地形、標高等の自然条件のほか、人口、世帯数やその密度などの条件により、市域の一部においては情報化格差が生じております。

情報通信技術は、活力ある地域社会の形成、質の高い市民サービスの提供、市政への市民参加・協働を進めるための有効なツールであり、市域において広く情報化の利便性が享受できるよう、民間事業者等との連携により地域間の格差是正に今後とも努めてまいりたいと考えております。

そして、ケーブルテレビの果たす役割についての御質問でございますが、市政の情報や議会中継などの行政情報、また学校や公民館活動などの市民生活に密着した情報を提供する媒体であり、地域情報化を推進する面においても重要な役割を担っているものと認識しております。

その普及につきましては、第一義的には事業主である民間企業における経営判断が不可欠であることから、今後とも市民皆様の御意向を踏まえつつ、事業主体と相談していく必要があると考えております。

次に、新市建設計画推進局関係でございます。財政についての項目の中で、新市建設計画、そして合併特例債の使い方についての御質問でございます。

新市建設計画は、合併協議における約束事項であり、着実に実行してまいることとしてございます。

また、合併特例債については、市の実質的な財政負担を軽減するため、適宜活用してまいりたいと考えております。

最後に、御津町・灘崎町決算審査に関連しての御質問でございます。

公明党を代表しての酒見議員の代表質問にお答えしたとおり、合併特例区制度の問題ではないと考えてございます。

以上でございます。

P. 161

◎財政局長（川島正治君） 財政についてということで、地方財政計画は規模が5年連続で縮小し、交付税が5.9%減になっているが、岡山市財政への影響と今後の財政の方針をという御質問でございます。

地方財政計画の規模につきましては、前年度比0.7%減というふうになっておりますが、本市の平成18年度当初予算はそれを上回る7.1%の縮小率となっているところでございます。中でも三位一体改革の中で行われました地方交付税改革の影響で、地方交付税と臨時財政対策債の合計額は3年連続して大幅に減少し、平成15年度の23兆9,000億円から18年度には18兆8,000億円と、3年間で5兆1,000億円、率にして21.4%の減となっております。

この影響を受けまして、本市の地方交付税と臨時財政対策債の合計額も、平成15年度実績では約435億円でしたが、平成18年度当初予算におきましては337億円と見込んでおりまして、3年間で約98億円、率にして22.5%の大幅減となっているところでございます。

今後とも地方交付税の削減措置が継続する可能性も懸念されますことから、本市の財政構造をこうした事態に対応できる弾力的なものにしていかなければならないと考えておるところでございます。

次に、18年度当初予算で前年度に比べて7.1%減になった理由、それと市債発行額を100億円程度として市債残高を毎年減少させる方針なのかどうか、市債発行の大幅減は大型事業が端境期にあることも背景にあるのではないかと御質問でございます。

まず、予算規模縮小の理由といたしましては、平成18年度では前年度の大きな事業がなくなったこととございますが、要求段階での5%のマイナスシーリングを設定して自発的な見直しを促したこと、経常的経費等の見直しの反映や行財政改革を進めたこと、人件費等の改革、また合併に伴います財政支援措置の積極的な活用を行ったこと、費用対効果の観点から厳しく査定したことなどが挙げられます。財政健全化に向けて一歩前進できたものと考えております。

また、市債発行額につきましては、平成18年度当初予算では実質的な市債であります通常分の発行額を110億円としておるところでございます。今後とも通常分の発行額を200億円程度に抑制するよう努めてまいりたいというふうと考えております。

財政健全化の目標を財政指標を使って説明をいただきたいということでございますが、財政状況の

公表第7版でお示しいたしてありますように、公債費比率、起債制限比率等の財政指標で他の中核市と比較いたしますと、残念ながら低いランクでございます。これらの財政指標を一気に改善するという事は難しい面もございますが、他の団体でも財政健全化への努力をされているところがございます。本市においても財政の健全化へのさまざまな工夫と不断の努力によりまして、財政指標が一つでも上位のランクに位置するよう、そしてできるだけ中位となるよう引き続いて努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、財政としてのアクセントはどこにあるのかと、また「公」である岡山市が担うべき基準と理念、「共」である市民との協働の考え方についての御質問でございます。

アクセントといたしましては、18年度の当初予算でございますが、少子化対策といたしまして乳幼児医療費の対象年齢を小学校就学前に引き上げること、また地域が連携して課題解決に取り組む安全・安心ネットワークの構築支援、都市ビジョンの策定、合併や政令指定都市移行を目指した取り組み、消防力の充実等の安全・安心のまちづくりや、人づくり、教育環境の充実等の暮らしやすいまちづくりにつながる分野に力を入れたことが挙げられます。

「公」と「共」の考え方につきましては、官で行うべきは官、民でできることは民という役割分担をベースに、あわせて市民との協働を一層充実させる予算編成といたしたところでございます。

最後にございますが、行財政改革についての項で、土地開発公社の経営健全化計画に関連して、これまで土地の買い戻しはどれだけ進んだのか、16年度、17年度でということでございます。

岡山市土地開発公社につきましては、平成13年度から17年度までを期間といたしまして、経営健全化に努めているところでございますが、この5年間に約203億円の土地の買い戻しを行っております。このうち、16年度には約35億円を買い戻し、17年度には約19億円の買い戻し予定となっております。

以上でございます。

P. 163

◎市民局長（荻野淑子君） 国際関係についての国際交流、国際貢献等に関する基本条例についての現況のお尋ねにお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国際交流、国際貢献等に関する基本条例について、総合政策審議会総務・社会部会に諮問しておりますが、同部会の委員の方々から、現在進めている岡山市のビジョン策定を見守りながら、必要があれば条例化等を検討してはどうかとの御意見もあり、各委員も了解していただいているところであります。

本市といたしまして、先日公明党を代表しての酒見議員の（仮称）国際貢献条例の制定についての御質問にお答えしましたとおり、具体的な実績を上げていくことがまず肝要であると考えており、必要に応じて条例化等による環境整備を充実させることも考えてまいりたいと思っております。

続きまして、男女共同参画社会について、男女共同参画の政策がどこまで進んだのかを検証することが大切である。17年度、18年度の予算、幾らお金を投入したのかを全庁的な調査をしてはどうかのお尋ねでございます。

男女共同参画社会の実現のためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、市民と協働した取り組みを進めることが不可欠だと考えております。

そこで、さんかくプランでは、行政が何をしたかではなく、市民生活にどのような成果が得られたのかという観点から、活動量や活動実績ではなく、どんな成果が生み出されたかを数値化した指標——成果指標を設定し、その目標達成度をはかる行政評価を実施しております。そして、その評価結果を市民の皆さんにお知らせすることで、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みへの市民参加をより一層促進したいと考えております。

しかしながら、議員から御提案をいただきました全庁的に幾らお金を投入したかということについて把握し検証することも、すべての関係部局が男女共同参画の実現に向けての共通の理解と認識を持つためには有効であるとの考え方もありますので、現在実施している行政評価とあわせて、可能な範囲でその把握に努めてまいりたいと考えております。

安全・安心のまちづくりについての中、電子町内会の一斉メール配信機能を使い、市民の方々へ防犯情報、不審者情報を発信してはどうかのお尋ねでございます。

電子町内会の一斉メール配信機能を活用した情報発信については、迅速な情報伝達手段ということにおいてメリットがあると思っております。既に一部の電子町内会参加学区では、小学校と連携した不審者情報のメール配信が可能となっておりますが、より多くの市民の方々への配信に当たっては、今後とも電子町内会の普及拡大を図る必要があり、町内会の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

安全・安心のまちづくりについての中、安全・安心ネットワーク——横断的地域組織——について3点のお尋ねでございます。

まず、地域でできることは地域でやってもらうことを目的としていますが、地域の現状についてどのような調査をされ、どのように認識していますかのお尋ねです。

学区連合町内会長などに対し、学区内における団体活動状況や課題についてアンケートを実施しております。また、活動の活発な学区へ出向くなど、活動に至った経緯や実際の活動状況をお聞きしているところです。これら調査の中で、関心の高いと思われる防犯活動にしても、学区が一体となって活動しているところは少なく、活動している一部の役員に負担がかかっているとの認識を得ているところです。

今後、さらにアンケート調査などを分析し、安全・安心ネットワークの構築推進や支援に生かしてまいりたいと考えております。

次に、小学校区単位という基準は、合併地区である御津や灘崎に当てはめることに無理はありませんかのお尋ねです。

公明党を代表しての酒見議員の御質問にお答えしましたとおり、基本的に地域の各種団体は小学校区単位で構成されているものが多く、安全・安心ネットワークについても小学校区単位で構成していただくのが一番よいのではないかと考えておりますが、今後ネットワーク化に当たりましては、学区の声を聞きながら慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

最後に、安全・安心ネットワークと行政のかかわりほどのようになりますかのお尋ねでございます。

ゆうあいクラブを代表しての升永議員の御質問にお答えしましたとおり、市役所内に組織した安

全・安心ネットワーク推進会議や市民局に新たに設置する協働ネットワーク推進室をもとに地域との連携を図り、安全・安心ネットワークが活動しやすい環境づくりなど、側面支援を行ってまいりたいと考えております。  
以上でございます。

P. 164

◎保健福祉局長（長島純男君） まず最初は、市政の懸案事項の中の旭川荘によります総合的福祉交流拠点整備事業の今後の方策についてでございますが、この事業によります施設整備につきましては、平成13年度からの当初の3年間の施設整備が行われた後の計画につきましては、予定どおりには進捗を見ていないところでございます。旭川荘といたしましては、昨今の福祉を取り巻く状況の変化を踏まえまして、ここ数年後期の計画の見直しをされておられますが、現時点ではその進捗を見ていない状況でございます。

しかし、この事業は協働のまちづくり条例に基づきまして、その支援措置として市民の貴重な財産をお貸ししている事業でございます。今後の展開について早急に最終的な整理をすべき段階に来ていると考えておりまして、今後煮詰めに急いでまいりたいと考えております。

次に、市民病院について、原点に立ち返るとの答弁があったがその意味は、さらに公的な病院の必要性に対する考えは、そしてまた現在地を中心に場所の選定をすべきではと考えるがどうかというお尋ねでございます。

市民病院の今後の検討につきましては、公明党を代表しての酒見議員、共産党を代表しての竹永議員に御答弁申し上げたとおりでございますので、今後検討を深めまして一定の方向性を出してまいりたいと考えております。

次に、保育園について数点御質問をいただいております。

民営化の4園の理解が得られなければ、民営化移行の園の数はこだわらないのかという御質問、さらにどういう結果が得られたとき、民営化の合意ができたかというところでございますが、公立保育園の民営化につきましては、引き続き4園の保護者を初め地元関係者の御理解を深めるよう努めていきたいと考えておりまして、民営化は地域の声を総合的に判断して取り組んでいきたいと考えております。

次に、民間保育園が障害児の受け入れ、地域家庭支援の拠点に取り組んだ場合、市ができる支援は何かというお尋ねでございます。

民間保育園の障害児の受け入れに当たりましては、保育園運営費に加算をいたしております、また家庭支援につきましては、関係機関と連携した相談、指導を行っておりますが、今後とも必要に応じてその充実を図ってまいりたいと考えております。

待機児ゼロ作戦で生じた過密状態の適正化を図るべきではないかという御指摘でございます。

保育園の入園希望者の増加に伴いまして、定員を超えての受け入れを行っておりますが、もちろん国が定めた保育室面積の最低基準は確保いたしております。このような状況の中で、毎年保育園の新設や増築を行っており、今後とも計画的に定員の拡大に取り組むことで、保育環境の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、認可外保育施設の認可化などの促進で保育水準の適正化を図るべきだと思っておりますがどうかというお尋ねでございます。

認可外保育施設につきましては、毎年児童福祉法に基づく立入調査を行っておりまして、問題がある場合には改善を求めるとの指導等を行っておりますので、保育水準は確保されていると考えているところでございます。

次に、障害児の就学・就園、児童クラブについてということで数点御質問をいただきました。

施設のバリアフリー化の現状は、障害児の申し込みの拒否や待機はないか、障害児加算を増額して人員が配置できる体制にすべきではと思うがどうかというお尋ねでございます。

まず、保育園に関してお答えをさせていただきますが、保育園の場合は子どもが小さいことから、通常においても段差の解消やスロープ、手すりなどの設置を行うなど、安全の確保に努めているところでございます。また、障害児の入園につきましては、障害があるということによる拒否あるいは待機はございません。

さらに、障害児加算につきましては、来年度から私立保育園障害児保育運営費補助金のうち、特別児童扶養手当支給対象児童1人当たり現行では一月3万7,000円でございますけれども、それを7万4,000円に増額したいと考えているところでございます。

次は、児童クラブでございますけれども、児童クラブにつきましては障害の有無にかかわらず、小学校1年生から3年生を対象といたしております、受け入れに際しましては、各運営委員会で安全面等を考慮の上御判断をいただき、受け入れていただいております。

障害児受け入れの加算制度を創設して今年度で3年目となりまして、軽度が中心ではございますが、年々受け入れが進んでいくところでございます。この加算制度は、少しでもクラブの負担を軽減する意味で助成しているものでございまして、助成額は国に準じて取り扱っております。

また、クラブ室のバリアフリー化につきましてはまだ十分進んでいる状況にはございませんが、学校施設の増築等に合わせてクラブ室の整備をする場合には、バリアフリー化を実現いたしているところでございます。

続きまして、障害児の保育園入園について柔軟な対応はできないのかというお尋ねでございます。

障害児の保育園入園に当たりまして、保育に欠けていることが要件となりますが、欠けていない場合でも園開放や一時保育により柔軟な対応をしているところでございます。

次に、障害者自立支援法の関係で数点御質問をいただきました。

所得区分によって……（「6年生の受け入れは。児童クラブの障害児6年生の受け入れは」と呼ぶ者あり）

児童クラブの障害児受け入れ、6年生まで可能にすべきではというお尋ねでございましたが、それもあわせて児童クラブの受け入れに当たっては、障害の有無にかかわらず小学校1年生から3年生までを対象としているということで御答弁申し上げたわけでございます。

続きまして、障害者自立支援法の関係で数点御質問をいただきました。

所得区分によって利用料の減免は考えられませんかというお尋ねでございます。

この件につきましては、共産党を代表しての竹永議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

続きまして、日常生活用具の決定について市の考え方は、またIT施策は法施行によって変わるの

かというお尋ねでございます。

日常生活用具給付事業は、10月から地域生活支援事業に移行されますが、いまだ要綱が示されておりませんので、提示があり次第、内容について県とも協議をしながら検討したいと考えております。また、障害者IT機器活用支援事業は県の補助事業でございます。平成18年度も継続、実施されることになっております。

それから、障害者自立支援法の最後でございますが、現場の混乱と意見は集約して国と対峙すべきだと考えるかどうかというお尋ねでございます。

支援費から障害者自立支援法への移行は、大幅な制度改正でございます。移行に当たって明らかにした問題点を把握しながら、必要があれば国、県へ改善を要望していきたいと考えております。

続きまして、介護保険制度の改定について数点御質問をいただきました。

まず、在宅で暮らすためのサービスの充実には、住宅改修、訪問看護、24時間ヘルプがポイントとなるが、その考え方はということでお尋ねがあった件でございますが、議員御指摘のように要介護者が在宅で暮らすためには在宅サービスの充実が大切であり、中でも手すりの取り付けやバリアフリー等の住宅改修、中・重度の方には介護と医療との連携による訪問看護、24時間の支援ができる夜間訪問介護等が非常に重要であると考えておまして、市としても情報提供等、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域包括支援センターの機能充実のために、在宅介護支援センターのサブセンターとしての契約状況と専門職員の配置についてのお尋ねでございます。

地域包括支援センターのサブセンターとして、ほとんどすべての在宅介護支援センターの協力が得られる見込みで、現在契約の準備を進めているところでございます。

また、在宅介護支援センターを運営する法人には、基本的にケアマネジャーの出自をお願いいたしております。出向者を各サブセンターに配置したいと考えておるところでございます。

次に、地域での支え合い、資源活用とネットワーク化を課題としているが、だれがどのように進めていくのかというお尋ねでございます。

地域包括支援センターが民生委員、愛育委員、町内会などの地域の方々や関係機関の協力を得ながら、地域のネットワークづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護から自立支援へということで、母子家庭の母、ホームレスに関して、就労訓練、就労支援、住居の問題などの具体的な行政の支援策はというお尋ねでございます。

御指摘いただきましたように、自立支援は大変重要であると認識をいたしております。

生活保護受給者に対する就労支援といたしましては、福祉事務所に就労支援相談員3人を配置し、就労等の相談をしておりますが、ホームレスに対しても本人に働く意欲がある場合は、ハローワークと連携をいたしまして、就労相談に応じておるところでございます。

また、母子家庭に対する自立支援といたしましては、福祉事務所に母子自立支援員6人を配置いたしまして、就労等自立に向けた相談、支援をしておりますが、今後より就労に結びつきやすい資格取得を支援するため、新たに母子家庭自立支援教育訓練給付事業を新年度から取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者虐待について数点御質問をいただきました。

アンケート調査による課題は何かと、課題解決の具体的施策はというお尋ねでございます。

平成15年7月に岡山県が県内の市町村及び在宅介護支援センターを対象に行ったアンケートによりますと、法的な権限がないなどの理由から高齢者虐待に対処しにくく、多様な問題に対処できるネットワークづくりや専門職員の研修が必要であるとの結果が出ております。これにつきましては、高齢者虐待防止法の施行に合わせて職員の研修を行ったり、また市と地域包括支援センターが中心となりまして、関係者、関係機関とのネットワークづくりを進めるなどして、適切な対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

次に、地域包括支援センターの任務とそのため的人的配置はというお尋ねでございます。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、市と連携して地域における高齢者の権利擁護や虐待防止の相談、虐待を受けている高齢者の保護、介護者への助言、指導を行うなど、地域における高齢者虐待防止の中核的機関として、その機能を発揮してまいります。

次に、虐待の解決手段としてケア会議や資源のネットワーク化についての考え、それから条例づくりにどう取り組むのか、職員の研修や相談窓口の設定、シェルターの設置を急ぐべきかと考えるがどうかと、3点について一括御答弁申し上げたいと思います。

現在、高齢者虐待の相談を受けたときは、基幹型在宅介護支援センターが中心となりまして、地域ケア会議を開催するなどして対応しております。地域包括支援センターに移行した後も地域ケア会議などを活用して対応してまいりたいと考えております。

また、高齢者虐待防止法にのっとり対応してまいりますので、条例を制定することは考えておりませんが、適切な対応ができるよう関係職員の研修はもとよりでございますが、一時保護などのシステムについても十分準備を進めてまいりたいと考えております。

次は、吉備荘跡地の売却問題ということで、売却の目的は何かというお尋ねでございます。

吉備荘跡地の売却に至った経過等につきましては、新風会を代表しての柴田議員に御答弁申し上げます。御理解をいただきたいと思っております。

次に、建築確認について、市の条例で立入検査、改善命令、氏名の公表、罰金・制裁金などの制裁措置はとれないのかというお尋ねでございます。

岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例は、県の福祉のまちづくり条例を受けた条例でございます。市民がお互いに思いやり、支え合って福祉のまちづくりに取り組むことを定めたもので、規制する内容を盛り込んだ条例ではございません。

次に、教育の中で教育の環境整備ということで、海拔ゼロメートル地帯の水没のおそれのある保育園の件数、名称、対策、土砂崩れのおそれのある箇所はというお尋ねでございます。

まず、水没についてでございますが、市内で一番低い場所にある保育園でも海拔1メートルぐらいはあるのが現状でございます。

また、土砂崩れについては、岡山県が急傾斜地崩壊危険区域に指定した箇所には保育園はございません。

以上でございます。

P.167

◎環境局長（繁定昭男君） ごみの減量化について、国の動きに呼応してどのような取り組みを進めていくのかとお尋ねでございます。

国は、3Rの推進により循環型社会づくりを推進しており、本市もごみの発生抑制、再使用、再生利用の3Rを基本としたごみの発生や排出の抑制を廃棄物処理の柱としております。

議員御指摘のレジ袋の消費を抑えるには、市などの啓発運動だけでは限界があり、消費者の意識を高め、行動を変革するための効果的な施策としては、「もったいない」意識の醸成、マイバッグ等の利用促進について関連する各種団体が連携して取り組むことが重要であり、市としても岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会等を通じて、事業所におけるごみ減量やリサイクルについて、優良事例の紹介やレジ袋の削減を呼びかけてまいります。

次に、リサイクルについて、エコ技術研究会の平成17年度の活動実績について報告をとのお尋ねでございます。

エコ技術研究会には、昨年度より廃棄物の有効利用を研究するため、12の分科会を設置しており、今年度は延べ58回の分科会を開催しております。

主な活動として、食品残渣の肥料化等に関するセミナーや岡山大学との連携による炭化技術セミナー等を5回開催しております。また、古紙や廃プラスチックを主原料とした固形燃料製造工場などの視察も7回実施しており、参加者からは好評を得ています。

現在、普及啓発・教育プログラム企画運営分科会では、小・中学生の環境学習に役立てていただくためのガイドブック「わたしたちのくらしと環境」を作成しております。今後とも定期的なニュースレターの発行やイベント案内などを通じ、会員の新技术情報の取得と情報の共有化を図ってまいります。

次に、リサイクルについて、バイオディーゼル燃料の取り組みで協力いただいた市民の皆さんへの報告はどのようになっているのか、てんぷら油の回収の今後の取り組みはどのお尋ねでございます。

バイオディーゼル燃料事業化の調査の一環として、使用済みてんぷら油の模擬回収に御協力いただいた町内会へは順次御説明に伺っているところでございます。すべての町内会へ御報告する予定でございます。

使用済みてんぷら油の回収を含め、バイオディーゼル燃料事業化への今後の取り組みにつきましては、昨年11月議会の公明党を代表しての則武議員とゆうあいクラブ升永議員の御質問に対して御答弁しましたように、岡山市エコ技術研究会からの本市への提言を待ち、市の費用対効果を考慮に入れて今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

次に、温暖化防止対策とペレットストーブについての中で、自然エネルギー導入を積極的に進めるべきと考えるが推進体制はどのお尋ねでございます。

本市では、環境にかかわる行政施策推進の指針となる岡山市環境基本計画の地球温暖化防止に関する重点プロジェクトの中で自然エネルギーを含む新エネルギーの導入を規定しており、市役所自身の事務事業に関する岡山市環境保全行動計画においても、各施設における環境負荷削減対策として同様の事項を規定いたしております。

また、これらの計画は、市長を本部長とする岡山市環境基本計画推進本部において計画全体の進行管理や見直し等を行うこととなっており、自然エネルギーの導入に関しましても、この枠組みの中で推進する体制となっております。

次に、土壌・地下水の汚染について、その後3者協議が開催されていないと聞かす、開催状況の報告を、また3者協議を通じて主張されている企業側の説明を報告してくださいとお尋ねでございます。

3者協議については、当初住民の方から協議は市と2者で行いたいとの要望があったため、2者で協議を進めました。住民側とは昨年7月に2回、9月、12月に各1回の計4回協議し、企業側とは昨年7月、8月の計2回協議しています。住民、企業、市の3者は、昨年10月に1回協議しております。

また、企業側の主張ですが、企業側に法的責任がないことを住民及び住民側弁護士に認識してほしいこと、住民側の意見をできるだけ統一してほしいことなどを前提とし、岡山大学の各分野の専門家で構成された「南古都Ⅱ環境対策検討委員会」が提示した対策案について、費用負担割合等も含め協議していきたいとの内容となっております。

次に、旭油化工業に現在なら規制を受ける有害物質も厳重な保管がなされていなかった可能性があります。また、地下に埋まっている有害物質が出てこないとは言いきれないと思うがいかがか、次に市民に健康被害が及ばないことを確認することは、市民の命と健康を守る行政の仕事と考えるがいかがかとお尋ねでございます。

当該地域の汚染状況に関して、「南古都Ⅱ環境対策検討委員会」では、電気探査やボーリング調査結果等から、汚染源は操業当時、地上に設置していた施設や表土を開削して廃棄物からの汚染物質が地中に拡散して、局所的に分布している可能性が高い一方、地中にドラム缶などが存在する可能性はほとんどないとの検討結果となっております。

また、現地では主に地中の有機物質から発生したガスにより、気象条件によっては一部で異臭の発生等が見られますが、環境大気調査結果や地下水利用がないことなどから、健康への影響が直ちに懸念されるものではないと判断されています。このため、本市としては引き続き用水、地下水等の周辺環境調査を実施し、健康面等での新たな懸念が生じた場合には適切に対応する方針であり、今後とも3者協議を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

P.168

◎経済局長（岡村頼敬君） まず、市政の主な懸案事項について、今後の方策をとのお尋ねの中で、三丁目劇場と岡山市民会館の2点でございます。

いずれも公明党酒見議員の代表質問にお答えをしておりますが、三丁目劇場につきましては、当面は経営改善と地元連携などに努めますとともに、将来的な施設のあり方について広く市民の皆様の御意見もお伺いしながら、中心市街地活性化のためにどうあるべきか、今後とも幅広く検討してまいりたいと考えております。

また、岡山市民会館につきましても、今議会において引き続き御審議をお願いいたしております指定管理者制度の導入によりまして、さらに思い切った経営改善と利用促進に努めますとともに、今後



は施設運営形態の改善も検討しながら、赤字幅の減少に最大限努めてまいりたいと考えております。続きまして、温暖化防止対策とペレットストーブについての中で、県はペレットストーブの導入に補助を検討しているが、岡山市でもこれを導入すべきではないかとのお尋ねでございます。ペレットストーブの利用は、環境への負荷が小さく、ペレット等で森林資源が有効に利用できれば、森林の活性化や二酸化炭素を吸収する森林の保全に役立つと考えております。御指摘の県の補助事業は、公共施設にストーブを導入する経費の3分の1を補助するという内容で、今県議会に提案がされているものですが、ペレットストーブの価格が30万円ないし40万円と高価であり、またペレットの購入経費など維持管理費が不明であることから、費用対効果を検証する必要があること、またペレットが長期的に安定供給が可能であるかどうかなど、種々検討すべき点もあるものと考えておまして、導入した事例について調査及び研究をまいりたいと考えてございます。

続きまして、土地改良事業について一連のお尋ねをいただいております。

まず、本市の助成は有利な財源を工夫するよう求めているが、これの取り組みについてということでございます。

現在、市は土地改良事業資金を借り入れたものに対しまして、償還助成方式で助成を行っておりますが、県営事業については市にとって有利な起債を可能な範囲で活用いたしまして、残りの部分について償還助成をしております。今後も、さらに有利な起債を利用するなど、検討をまいりたいと考えております。

なお、過去の事業に対する償還助成につきましては、金利の高い借入れにつきまして、平成15年度以降金利軽減を行うため借りかえを実施してございまして、それに伴います軽減額は現在までの総額で約7億6,000万円になってございます。

次に、環境へ配慮したものとなるよう体制整備の状況はどうか、またボランティアの体制づくりもあわせてとのお尋ねでございます。

平成14年度に施行されました改正土地改良法では、土地改良事業における環境への配慮が位置づけられました。岡山市におきましても土地改良事業の計画を策定するに当たり、市内の各地域の環境に適合したものとなるよう留意をいたしております。具体的には、平成16年度末に立ち上げました岡山市土地改良事業事前評価委員会におきまして、環境に対する影響を含めた総合的なチェック体制を整えております。

また、団体営以上の事業の計画段階に当たりまして、地元関係者の方々や学識経験者の方々から御意見をいただく場を設けまして、地区の状況に合った環境への配慮を行ってございます。特に、いわゆる景観施設の整備など維持管理が伴うものにおきましては、あらかじめボランティアを含め、地元の管理体制を整えてから事業の計画を行うことといたしております。

続きまして、土地改良事業の施行の透明性は確保されているか、また業務委託について競争原理の導入が図られているかというお尋ねでございます。

平成13年度の包括外部監査での指摘以来、市内の各土地改良区に対しまして業者選定の基準作成、指名委員会の組織化、契約に係る各種規程の整備などを指導してまいりました。それ以前から、改良区によりましては岡山市の規程に準じた入札制度を導入しておられるところもありますが、現在ではほぼすべての土地改良区におきまして市に準じた制度を取り入れておられます。

また、土地改良区が実施をされる業務の委託につきましても、一般的な測量などにつきましては土地改良区において競争入札を導入し、実施されているところもございまして、

一方、平成18年度より一部を除く土地改良区に対する指導や監督の権限が県から市に移譲される予定になっておりまして、今後とも事業執行に伴う透明性の確保や説明責任が果たせますよう、土地改良区に対して指導、助言をまいりたいと考えてございます。

続きまして、土地改良区の統合について、ブロックごとに統合した後、1つの土地改良区に統合する2段階方式かと、またこれらの課題、実現性についてというお尋ねでございます。

土地改良区の統合につきましては、公明党酒見議員の代表質問にお答えいたしましたとおり、土地改良区統合検討協議会におきまして、一度に1つに統合することは困難であるとの結論に至りまして、その後3つのブロックに分けて統合した後1つの土地改良区に統合する目標で検討をまいりました。しかし、協議のさなかに事業費の一部である借入金を返済する際に5%の消費税を支払う必要があるとのことが判明をいたしまして、経費節減効果と新たに生じる消費税支出のバランスから、広範な合併は困難ではないかとの意見が出てございます。

今後の実現性につきましては、こういった背景を踏まえまして、例えば近隣土地改良区同士の合併でありますとか、段階的合併の組み合わせも視野に入れ、引き続き議論を深めていくこととされております。

続きまして、市議会では関係受益者に負担額を求めることは無理と判断し、県に対し補助率の据え置きの見解書を提出した。これが承認されない場合、関係受益者に負担を求めるのかとのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、本年2月6日の経済委員会におきまして、今回受益者負担について御議論をいただいております。その際周知期間が短期間ではないかなど、幾つかの問題点の御指摘をいただいております。

また、このたび市議会から県に対しまして補助率削減の撤回を求めて意見書を御提出いただきましたが、現段階ではこれに対し県がどのように判断されるかは明らかになってございません。仮に県が補助を削減いたしました場合、市といたしましては経済委員会で御指摘をいただいた課題に対応しつつ、関係者に粘り強く説明をさせていただき、御理解を賜るよう最大限努力をまいりたいと考えてございます。

最後でございますが、負担増を求める考えを持つなら、まず検討委員会の答申の改良区の統合の見通しが立った上で実施すべきではないかとのお尋ねでございます。

土地改良事業検討委員会の答申で大きく3点、土地改良区の統合、土地改良事業事前評価、改良区事業との不公平是正のため市施行事業について負担金を求めるべきとの御指摘をいただいております。またあわせて、改良区の統合後、速やかに受益者から応分の負担を求めるべきとの指摘もされてございます。しかしながら、現在改良区の統合につきましては、先ほど申し上げました消費税という新たな課題が出てきた状況の中で、さらに検討する時間が必要という状況になってございます。

これまで3点の御指摘を並行して鋭意検討・改善に努めてきたところでございますが、県による補助率見直しが提示されるなどの環境の変化がございまして、こういった点につきまして今後とも引き続き同時並行で進めていくべき状況でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

P. 170

◎都市整備局長（小林良久君） 市政の主な懸案事項についてということで、岡山全日空ホテルの保  
留床の今後の方策をとということですが、これにつきましてはさきの公明党を代表しての酒見  
議員の御質問にもお答えしましたとおり、早期の売却を目指したいと考えております。

次に、中心市街地活性化についてということで、まずまちづくり3法改正についての御所見をとい  
うお尋ねでございます。

まちづくり3法の改正は、都市計画法による大規模集客施設等の立地規制と中心市街地活性化法に  
よる中心市街地の再生を同時に進め、高齢化・人口減少化時代にふさわしい集約型の都市構造をつくり  
出していこうとするものであり、中心市街地の活性化に力を入れている本市においても、まちづく  
り3法の改正に高い関心を持っております。

現在、国会において法改正の審議が行われている最中でもあり、その状況を注視してまいりたいと  
考えております。

もう一点、中心市街地活性化についてで、路面電車環状化構想は現在どのようになっているかとい  
うお尋ねでございますが、市では路面電車延伸計画の第一歩として岡山駅前から大学病院までの導入  
の可能性について検討し、交通社会実験や地区懇談会などを通じて理解を求めてまいりましたが、現  
在においても市民合意が十分とは言えず、実現に至っていないのが実情でございます。

次に、吉備荘跡地の売却問題の中で、緑の保全という観点から積極的な活用策を検討すべきと考  
えるがいかかというお尋ねですが、さきの新風会の代表質問の柴田議員にお答えしたとおり、吉備の  
中山につきましても、本市の緑の基本計画におきまして緑を保全する区域と位置づけ、県立自然公園  
との整合を図っているところでございます。今後におきましては、地元や市議会の御意見をお聞きし  
ながら、事業主体の県へ要望してまいりたいと考えております。

次に、交通問題について4点ほどのお尋ねでございます。

まず、駅の利便度アップについてということで、高島駅、庭瀬駅の南口の設置を進めてほしいと、  
御所見をお伺いしますというお尋ねでございます。

高島駅と庭瀬駅の南改札口の開設につきましては、議員御指摘のとおり駅の利便性が格段と向上す  
ることから、J R西日本に対して積極的に働きかけてきたところでございます。また、J R西日本に  
おいても真摯に受けとめ検討していただいておりますが、現在のところ明確な回答は得られておりま  
せん。

今後も引き続きJ R西日本に対して、粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、過疎地有償運送事業について、公共交通不便地域については今後過疎地有償運送事業などの  
取り組みを進めるべきと考えますが、その方向について御説明くださいというお尋ねでございます。

公共交通不便地域における生活交通の確保策としては、足守地区や御津・灘崎地区での取り組みの  
ほか、定時・定路線で運行する乗り合いタクシーや、定められた区域内で利用者からの要請により運  
行するデマンドタクシーによる方法などがありますが、それぞれの地域の実情に応じた手法を検討す  
る必要がございます。

いずれにいたしましても、地域のニーズを十分把握するとともに、地域の方々の熱意や支えが重要  
であり、地域の方々と一緒に検討してまいりたいと考えております。

次に、国道2号立体工事についてのお尋ねでございますが、工事期間中には生活道路への通過車両  
の進入等が予想されるが、その対策等のお尋ねでございますが、これにつきましてはさきのゆうあい  
クラブを代表しての升永議員の御質問にお答えをしたとおりでございます。

次に、生活道路のバリアフリーについてというお尋ねでございます。

これにつきましては、市道の維持管理については日常の道路パトロールによる点検、市民からの通  
報、要望により、穴ぼこや段差などを確認し、原形復旧を基本に修繕を行っておりますが、議員の御  
指摘のとおり車いす等で通行しにくい箇所については、同時に可能な限り改善を行っております  
でございます。

なお、新設の道路整備に当たりましては、岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例、岡山県福祉  
のまちづくり条例を基本としながら、設計段階から段差解消などバリアフリーに留意した施工を行っ  
ており、今後とも安全・安心な道路整備に向けて一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、建築確認について3点のお尋ねでございます。

まず、建築確認が民間開放されたことで耐震偽装が容易に行われるようになった傾向があるのかと  
いうお尋ねでございます。

これまでの国の調査によると、耐震偽装の発生年は規制緩和された1999年以降顕著となっており、  
その原因等についても国において鋭意調査を進められており、今後早い時期に明確にされると考えて  
おります。

次に、市は民間の建築確認手続にどのような関与ができるのかというお尋ねでございます。

法令の規定では、民間検査機関が確認済証を交付した際、特定行政庁である岡山市に建築計画概要  
書等の報告が義務づけられております。特定行政庁は、当該報告により建築物の計画が建築基準関係  
規定に適合しないと認めるときは、その民間検査機関にその旨を通知しなければならないと規定され  
ており、この場合確認済証はその効力を失うことになります。

なお、岡山市では独自に、民間検査機関が確認申請を受理した際に、建築計画概要書の写しを送付  
してもらい、建築基準関係規定の適合性及び岡山市の条例や指導要綱の手続について、事前チェック  
を行っております。

次に、建築確認申請書はどの程度保存されるのかということでございます。

建築確認申請書の保存期間でございますが、民間検査機関については国土交通省令で5年間と定め  
られております。また、建築確認に伴う建築計画概要書につきましては永年保存となっております。

以上でございます。

P. 172

◎水道事業管理者（植松健君） 水道事業に関しまして、高松市に水を送ることについてのお尋ねで  
ございます。

平成13年6月、岡山県議会におきまして香川県に対する広域分水構想として、ほぼ同様の御提案が

ありました。知事は、苦田ダムの水は岡山県全体の貴重な水源であり、他県への給水については企業の構成団体とも検討する必要がある、その他にもさまざまな問題があるので、今後の研究課題とさせていただきますとの趣旨の答弁をされており、今後県等の動向を見守ってまいりたいと思います。

P. 172

◎教育長（山根文男君） 保育園についての項の中で、3点の御質問をいただいております。

まず、岡山市は今後総合施設についてどのように取り組むのかという御質問でございます。

総合施設にかかわります法案が、今国会に提出をされる予定とお聞きいたしておりますので、その制度の内容を注視してまいりたいと考えております。

次に、就学前教育検討委員会の最終報告から、幼稚園の統廃合の全体構想はどうなっているかという御質問でございます。

平成13年6月に出されました岡山市の就学前教育検討委員会最終報告によりますと、急激に園児数が減少した中心部の幼稚園につきましても、適正な規模に統合したり、また新しい形態へ移行したりする必要があること、また周辺部の幼稚園につきましても、さらに園児数が減少した場合は近隣園との統合も含めて検討することと報告をされており、これを受けまして平成15年4月に、中心部の幼稚園5園の再編を行ったところでございます。

現在、昨年9月に設置いたしました岡山市幼児教育検討委員会におきまして、委員の方々から過小規模園の教育のあり方等につきまして御意見をいただいているところでございます。

次に、就学前教育検討委員会の最終報告から、幼稚園の預かり保育の現状はどうかという御質問でございます。

現在、幼稚園におきましては預かり保育、このことは実施をいたしておりません。岡山市幼児教育検討委員会では幼稚園の多機能化の課題、まあ子育て支援であるとか、預かり保育などの課題についても委員の方々から御意見をいただいているところでございます。

次に、障害児の就学・就園、児童クラブについてということの中で、受け入れ条件の整備を促進すべきと考えるがということで2点いただいております。まず、施設のバリアフリー化の現状について、そして障害児に対する特別措置についてどうかという御質問でございます。一括御答弁申し上げます。

教育委員会では、障害のある幼児、児童・生徒の一人一人のニーズに応じた支援をするための措置といたしまして、スロープや手すりの設置、またトイレの洋式化、トイレブースの拡張等のバリアフリー工事を行い対応いたしております。また、障害の状況に応じまして障害児支援員、本年度の場合は幼稚園が33名、小・中学校105名の障害児支援員を特別に配置いたしております。

次に、教育についてということで、教育の公・パブリックの概念をどうお考えかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、子どもの教育にかかわる当事者としてのオール岡山市民で育てる市民協働の人づくり、このことが今後一層重要になってくるというふうに考えております。

このたび市民協働の人づくり——これ仮称でございますけども——条例を策定することを機に、市民協働の人づくりの理念の周知徹底を図るとともに、その実現に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、教育の環境整備——ハード、ソフトを含めて——につきましての一連の御質問に順次御答弁申し上げます。

まず、教育権の保障を確保するために児童・生徒の多少にかかわらず一定の運動場面積が必要であるが、拡張の将来的な展望と計画予定をというお尋ねでございます。

小・中学校の運動場面積につきましては、文部科学省令の設置基準で基準面積が示されておりました、小規模校でも必要とされる小学校の面積は2,400平米以上、中学校におきましては3,600平米以上の基準面積、この面積は確保されております。

なお、1人当たりの運動場面積が狭い学校につきましては、実情に応じまして順次改善を行ってきております。

次に、学校の耐震診断と耐震改修についての御質問でございます。

耐震基準の公表と計画策定の進捗状況についてと、また水没のおそれのある幼稚園、小学校、中学校の件数あるいは校名、対策、さらに土砂崩れのおそれのある箇所についてもお尋ねをということでございます。

小・中学校の耐震化率につきましては、体育館が50%、校舎が45%でございます。大規模災害時に地域住民の避難場所ともなる体育館につきましては、平成18年度で耐震診断をすべて完了する予定でございます。

今後は、施設の規模や老朽度等を総合的に勘案しながら、体育館の改修計画を策定するとともに、校舎につきましても平成19年度を目標に耐震改修の優先度を定め簡易診断を実施し、財政状況の厳しい中、耐震化の着実かつ効率的な推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、浸水に関しましては、平成16年の台風16号の高潮被害の際も福島小学校のグラウンドが一時的に冠水した1件のみでございます。また、土砂崩れのおそれのある急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所には、学校、幼稚園はございません。

次に、後楽館校舎整備計画について、年次別の整備の進め方と天神校舎の活用法についてという御質問でございます。

岡山後楽館の整備計画につきましては、平成18年度に概略設計、平成19年度に実施設計、さらには北館の改修工事、南館・体育館の解体設計を行い、平成20年度には南館・体育館の解体工事、埋蔵文化財調査、さらに平成21年度、22年度で新校舎の建築を行いまして、23年度には新しい校舎開校となる予定にいたしております。

新校舎整備に当たりましては、現在の中学校と高等学校のすべての機能を1カ所に集約し、併設型中高一貫校として一体的な活動ができる施設整備を構想いたしており、全庁的な視点から幅広い有効的な活用ができますよう検討してまいりたいと思っております。

次に、地区図書館の整備についてでございます。

16年度の説明会費用あるいは17年度の概略設計費用100万円も使われることなく、18年度には予算もついていません。これまでの経過を考えれば、市民に対しての行政の継続性が説明できない、どう考えているのかという御質問でございます。

東部地区図書館の整備につきましては、隣接する公園との一体的な活用方策につきまして、まだ十分な整理ができていない状況でございます。18年度は当初予算の計上はございませんが、図書館の必要性につきましての認識には全く変わりはありません。今後とも地元の皆様方の御意見を十分にお聞きしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、教員の指導力不足の研修制度の現状ということで4点御質問いただいております。指導力不足と判断する基準と判定委員会の内容、指導力不足の分析とその解決手段の策定、不服申請の制度の有無、研修後の職場復帰と職種変更についてということでございます。一括御答弁申し上げます。

判定委員会におきましては、教員としての専門性、人間性、さらには社会性及び資質等の観点から、児童・生徒に対しまして学習指導や生徒指導、また学級経営などを適切に行うことができるかどうかを基準に判断いたしております。

県の教育センター等におきましては、個々の課題をより明確にした上で基本研修、専門研修、また課題別研修など、当該教諭に適した個別の研修が実施をされております。研修そのものは処分ではございませんので、当然不服の申請の制度はございません。

研修の結果によりましては職場復帰は可能であり、また職種変更につきましては、本人の適性やまたその職種の定数の制約等もございまして、それらを踏まえて判断をすることになります。

最後でございますが、県教委が4月から新しい教職員の評価システムをすべての公立学校に導入し、教職員のレベルアップと学校組織の活性化を図ろうとしているが、市教委はどのようにかわっていくのかという御質問でございます。

岡山市教育委員会といたしましては、各学校のこの評価システムの取り組みに対しての支援及び県の研修会等に積極的に協力していきたいと考えております。

また、学校長が設定をいたしました学校経営ビジョンをもとにした教職員の取り組みや学校の様子をしっかりと観察したり、また全校長を対象に年2回の面談を実施していきたいと考えております。これらのことを通しまして目標の進捗状況等をしっかりと把握し、各学校の教育活動の成果や課題を明確にし、必要に応じて指導、助言を行うなどして教職員の資質の向上、さらには学校の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

P.174

◎都市整備局まちづくり担当局長（高橋義昭君） アクションスポーツパークについてお答えをいたします。

まず、市政の主な懸案事項の中で今後の方策ということでございます。

さきの公明党、新風会の代表質問でお答えをしたところでございますが、憩い、健康、レクリエーションの場として現に市民の皆様にご利用されている施設でございます。将来へのあり方につきましては、市民福祉向上の観点から今後の跡地整備全体のあり方追求の中で、幅広い視点のもと、慎重かつ総合的に検討されるものと考えております。

続きまして、公園協会、エックス社との委託の関係でございます。

これもさきの公明党、新風会、共産党の代表質問にお答えをしたところでございますが、平成15年に地方自治法の一部改正がございました。その改正の趣旨は、公の施設の管理について民間事業者に門戸を開くという点が主眼でございまして、委託に関する実体的な要件、委託の形態の内容等、従来の管理委託制度と同様であるとの認識でございまして、したがって現行どおりの形を継続してまいりたいと考えております。

次に、不安定な企業に委託をするのはいかがでしょうかということでございますが、現在ドームとASPOの運営を行っておりますエックス社におきましては、平成16年度のキャッシュフローベースでの黒字を達成し、財務体質強化に努力をしております。ASPOには、昨年度は約7万人の入場者があり、今年度も緩やかではありますが、引き続き上昇傾向を見せており、市民スポーツの定着に向けて底辺拡大が浸透しつつあります。また、昨年ファミリー層も目立ってふえているなど、運営会社として努力をしている状態でございます。

このような現状とこれまでの経緯を踏まえまして今回の判断をいたしましたものでございます。

次に、施設の損傷があるが、市の施設管理責任について説明をということでございます。

公の施設の設置者として市が最終責任者ではございますが、一義的な責任のあり方につきましては、委託期間10年を定めた覚書におきまして第三者に対する損害賠償の定めがあり、管理上の責めは公園協会、日常的な運営上の責めはエックス社となっております。

また、先ほど現場の写真の資料をいただきましてありがとうございました。これはストリートコースというコースでございまして、人気のある施設でございます。これ、全面的にお色直し中でございまして、ASPOがみずからの責任を果たす、そのために安全確保を先取りいたしまして、きちんと改修、修繕するということをビジュアルに説明していただくことができたのかなと考えております。ありがとうございました。

続きまして、最後でございますが、信義則という言葉でこれまで進めてきたがというお尋ねでございます。

さきの公明党の代表質問におきまして、今回の判断の要因となりました4つの主なポイントを申し上げます。その中で、ドームとにぎわい施設を相乗的に一体運営する事業会社の存在を前提とするプロポーザルの経緯、及びその延長線上において定められた10年の覚書の中に信義を確認したものでございます。

以上でございます。

〔11番下市香乃美君登壇〕

P.175

◆11番（下市香乃美君）では、再質問をさせていただきます。

まず、高橋局長、最後だったので、ASPOについて資料をお褒めいただきましてありがとうございました。この資料なんですけれどもね、私たちは無所属市民の会で行ってまいりました。そのときに、まあ開設したときに行きましたよね、皆さん。あの面影、もう全然ないわけですよ。それで、ここは公の施設、市の施設なのだというのを再確認したわけです。だから、これから市の責任がある、そういうふう思うわけです。

昨年の11月議会において、田原議員から事故の発生状況に関する質問があり、現時点では重大な事故は発生していないとの答弁がありました。また、Xスポーツ自体にけがはつきものであるとの認識も示されました。しかし、ASPO内施設の現状については資料を通じて報告したとおりで、大変危険な状態で、なおかつ半分以上が使えないような状況なわけです。

ASPO利用者が事故に遭遇し、施設管理に瑕疵があると認められた場合、施設管理責任はだれが負担すべきものなのか、すなわち利用者はエックス社、公園協会、岡山市のいずれに対して損害賠償を請求できるのか明らかにしてください。

次に、非常に質問の趣旨と違う御答弁だったので……、今裁判が行われている、そのことについて言っているわけです。このまま推移すれば、約5,000万円程度の未払い金の支払い義務が確定するわけです。そうなると、15年11月に示されたエックス社の再建計画が根本的に根拠のないものとなります。当局は係争中であることを理由に結論を先送りしているわけですが、今ここで甲第51号議案、公園協会に委託した後、すぐにエックス社という議案が提案されているわけです。

そこでお尋ねします。高裁判決によりエックス社に数千万円の支払い義務が確認された場合、本市はエックス社に対してどのような対応をしますか。

なお、未確定要素が強いとして答弁を保留される可能性もありますが、この件は甲第51号議案を審査するために必須の要件であると思いますので、必ずお答えください。

そもそも係争中案件を抱えて、極めて不安定かつ脆弱な経営基盤しか持ち合わせていないエックス社に再委託することを前提とした当局の方針に疑問があります。信義則という抽象的な概念で再委託を強行する当局の姿勢は、看過しがたいものがあります。エックス社の経営基盤に対する当局の認識をお述べください。

次に、ドーム及びASPOを計画した、これ岡山市に法的責任が生まれるのではないかと思うわけです。すなわち、エックス社において、ジャンプ台未払い金を支払えない場合、岡山市がこれに対して連帯して責任を負う立場にあるのかないのか、法的根拠を示して御説明ください。

それでは、最初から行きたいと思います。

まず、市長から御答弁いただきました格差社会についてなんですけれども、私は今格差が広がっている、まあジニ係数を用いてそういうふうに言われている中で、この格差が拡大していくことについての市長の認識をお伺いしたんです。今広がっているんじゃないかと言われております。格差が広がっていくということに関していいと思っているのか悪いと思っているのか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、国際交流についてです。これは、なぜ所信表明で国際交流について言及がなかったのかをお尋ねしています。大事な岡山市のあり方とは思わなかったのでしょうか、重点施策としての扱いが必要という疑問が残りますので、再度お尋ねいたします。

それともう一つ、旧深柢小学校の跡地利用の御答弁についてですけれども、災害時の防災、避難などの用途にあわせて都心に潤いや安らぎをもたらす意味で、住んでみたい都市の重要なポイントになると思っております。したがって、都心公園の存在意義について、まちづくりの視点からもお考えをもう一度お伺いしたいと思います。

新規採用3年間凍結についてお尋ねいたします。

まず、法令等で定めている専門職種の場合等に限定するののかという質問をしたところ、現場が一律ではないのというお答えでした。確かにそうなんです。ここで一つの例を出して質問します。

学校図書館司書、学校栄養士、これは1校に1人配置されている。そして、岡山市の政策としてこれまで進めてきておられて、子どもたちにとってますますばらばらしい子育て、子育てのために豊かな子どもたちを育てていく非常に重要な部署になっていると思っております。

このことについて、まずね、政策としての評価をお伺いしたい。これ、教育長と市長にお伺いをしたいと思います。そして、今後どうするのかお尋ねをしておきます。

それと、事務補助の臨時職員についてです。私ちょっとね、市長の答弁で気になった箇所があります。今回じゃないんですけどね。お茶くみやコピーの仕事をしているという投書があった、検証はしていない、こういう答弁がありました。私ね、今の岡山市役所、そんなことはないと思っております。これは二十数年前に私が実際にここで事務補助職臨時職員をいたしましたので、そのときからそんなことはありませんでしたので、このことについては再度確認をしたいというふうに思います。

それと、今事務補助以外の臨時職員、こういうところがあるという話がありました。それでは、今事務補助の臨時職員が何人いて、それ以外の臨時職員が何人いるのか、臨時職員ですよ、今後採用試験をしていくのかどうか、お尋ねをします。

教育長にお尋ねをいたします。

まず、後楽館の校舎整備計画です。私は、天神校舎も使うのだと、今までそういう説明があって、ここでそれがなくなったという、なぜ変わったのかをお答えいただきたい。もう少し具体的にお願いをしたいというふうに思います。

それと、図書館です。これ、私はぜひね、市長に御答弁いただきたいんです。前の11月議会で、子どもたちのために図書館は必要だというふうに市長はおっしゃられたんです。それが今までずっと予算がついてないならまだしも、15万円、100万円ついてきて、実はできてないんですね。予算がついても使われなかった。その予算がどうして次に繰り越されないのか、これもうやらないのかなという危惧がありますので、もう一度お尋ねいたします。

それと、指導力不足教員研修についてお尋ねします。

これ14年試行で、もう15、16、17と実施されております。これまでの人数と復職した人数を教えてくださいたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。——あつ、おりてなければ、議長いいですか。

P. 176

◆11番（下市香乃美君） 済いません。1件忘れておりました。失礼しました。  
小鳥が丘団地の問題です。今環境局長の方から御答弁がありました。それでですね、ここね、私とっても問題だ、心配だと思っているのは、住民の皆さんがとても安全だと思えない状況にあるというところなんです。それで、旭油化という工場があって、電気探査によっても汚染物質が地中にあるということがわかっている、そういうところなんです。それで、もう一度お尋ねいたします。

この土地は安全なんですか安全じゃないんですか、そのことについてお答えください。  
そして、市民の方々はこの土壌汚染の調査の結果から、汚染が集中している箇所もあり、その中で聞き取り調査をした結果、VOC濃度の高い箇所に住んでいる住民の約60%に気管支炎、アトピー、鼻炎、頭痛、ぜんそく等呼吸器系統、皮膚系統の症状を訴えている、こういう現状があるわけです。そしてもう一つ、この小鳥が丘団地という町内会は、今問題になっている旭油化の団地と隣接して、もう一つの団地と一緒に小鳥が丘という町内会をつくっています。この問題が発覚して、町内会が分裂しそうだというような状況もあるんです。  
安全・安心なまちづくりを進める上で、ここは、これは岡山市として何もしないでおく、それでよろしいのでしょうか、質問いたします。  
以上で2回目を終わります。  
ありがとうございました。(拍手)

P.177

◎市長(高谷茂男君) 無所属市民の会を代表されての下市議員の再質問にお答えを申し上げます。  
所得格差が拡大することについては、決してよいとは思っておりません。  
そして、国際交流につきましては、さきの11月定例会市議会においても岡山市の方針として、これからの国際交流について明確に申し上げており、今議会の所信表明になかったからといって、重点施策ではないという意味ではありません。さきの答弁でもお答えしましたように、本年度においても本市の主要事業の一つとして推進してまいります。  
以上でございます。

P.177

◎総務局長(池上進君) 採用凍結の関連で2点再質問をいただきました。  
まず、1点が学校の図書館司書など少人数職場、ここで退職者がした場合どうするのかということが1点ございました。  
これにつきましては、職員の採用凍結によりまして市民サービスや行政水準の低下を生じさせることはぜひとも避けなければならないと思っております。行政運営に支障が生じることのないように、その必要性などを考慮した上で、正規職員の他部署からの配置がえなど全体の人員配置の中で対処してまいりたいと思っております。  
また、もう一点が臨時職員の人数、数の問題ですが、17年度当初で申し上げますと、一般事務補助が115人、窓口業務や代替臨時、これが120人、合計235人となっております。  
今後、採用をどうするのかという点でございますが、これにつきましても当然その必要性を十分精査した上で行っていきたいと思っております。  
以上でございます。

P.177

◎企画局長(風早正毅君) 岡山中央南小学校跡地につきまして再質問いただきました。都心公園の意義についてという観点での再度の御質問でございます。  
岡山中央南小学校跡地につきましては、平成15年度から跡地活用の懇談会というものを設けまして、つい昨日、2月23日に提言書を取りまとめさせていただいております。そして、その中で先ほど御答弁申し上げましたが、災害時に避難できる場所の確保、緊急医療の対応など、防災上の観点からの配慮も必要というふうに打ち出しております。こういった観点も含めまして、今後この懇談会での提言書をもとに、地元関係団体等に丁寧な御説明を行っていきながら、市としての方針を今後決めていきたいと考えております。  
以上でございます。

P.177

◎環境局長(繁定昭男君) 小鳥が丘団地の再質問で、この土地の安全性はと、岡山市として何もしなくてよいのかという御質問でございます。  
当該土地は、土壌についての汚染は確認されております。しかし、先ほども御答弁申し上げましたように、これまでの調査によれば健康への影響が直ちに懸念されるものではないと判断されております。  
しかし、本市としては周辺環境調査を引き続き実施し、さらに検討委員会から示された改善対策案の早期実施に向けて引き続き三者協議を実施してまいりたいと考えております。  
以上でございます。

P.177

◎教育長(山根文男君) 数点の再質問にお答えさせていただきます。  
まず1点目に、学校図書館司書、あるいは栄養士の方の成果ということだったと思います。  
岡山市の方では、全小・中学校の方に学校図書館司書は配置をされております。特に昨今、読書離れであるとかいろいろ問われておる中で、学校司書の皆さん方は一生懸命、特に小学校低学年では読み聞かせ、あるいは中学校では創意工夫をされながら読書に親しむ、そういう土壌をつくっていただいております。  
また、栄養士さんの方につきましても、全小・中学校の方に配置をされておまして、昨今食教育ということを強く言われております。そういうことで地産地消の課題、それから安全・安心の食——広く食生活ですね、こういうことに一生懸命頑張っているということで評価をいたしております。  
それから次に、後楽館の天神校舎の活用につきましてもでございますけれども、本年度後楽館の基本計画、基本構想を練る中で、中高一貫校というのは3つの種類がございます。連携型、併設型、中等学校型と。後楽館の場合には併設型ということで、いわゆる併設すること、このことのメリットを最大限に生かした中高一貫校ということなので、中学部と高等部が離れているというのはやっぱり基本的

にどうかな、一緒にやっぱりフルに機能を発揮するという事で一つの方向を出したわけでございます。

ただ、単位制でございますので、いろいろなニーズというものがあります。しっかり子どもたちのニーズに沿った、そういう講座を開くというふうなこともまあ正直ありますので、天神校舎につきましては基本的には今申し上げたことでございますけれども、教育施設も含めまして幅広く今後検討していくというふうに考えさせていただきたいと思っております。

それから次に、東部地区図書館の方の見直しについてでございますが、これは先ほど御答弁申し上げましたように、図書館の必要性につきましては認識をいたしております。今後とも地元の方々の思いをしっかりと聞かせていただき、そしていい整理ができるよう頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから、最後に指導力不足の人数と復職した人数をということでございます。

岡山市関係でございますけれども、平成15年度につきましては、研修に入った教員が2名、うち1名が復職をいたしております。平成16年度につきましては、3名研修を受けまして、うち1名が復職をいたしております。17年度につきましては、現在まだ進行形でございますので、この辺の数はまだ未定でございます。

以上でございます。

P. 178

◎都市整備局まちづくり担当局長（高橋義昭君） 先ほど数点の御質問をASPOに関していただいております。

まず、損害賠償はどうなるのかというお話でございますが、これにつきましては先ほど写真でもございましたが、我々にしてもASPOにいたしましても、安全確保ということが一番最優先でございます。そのためこの改修の努力をし、事故を未然に防いでいるということでございます。したがって、損害賠償ということにならないように当然努めておるわけでございますが、もし仮にということになれば、先ほどお答えをしたとおりでございまして、覚書の中で定めておりますように一義的に責任については所在を明らかにいたしております。

続きまして、訴訟の関係でございますが、これも仮定の話でございますので、訴訟の行方次第で未払い金がふえる云々というお話でございますが、ちょっと仮定の話でございますので、しかも民間同士の訴訟の内容ということでありますので、非常に御答弁申し上げにくいところでございますが、一般論で申し上げますと、当然公共施設を預かっている者、その者の責任としてその時点での適時適切な判断が当然なされるであろうと考えております。

続きまして、エクス社の経営基盤をどう思うかということでございますが、これは先ほども申し上げておりますが、当然安定的に推移していただかなければいけないわけでありまして、現在もキャッシュフローベースで何とかプラスになっていくという努力をいたしておるところでございます。

訴訟の市への責任ということでございますけれども、その訴訟の動向が、市の方へ結果が及んでくるということは、民間同士の訴訟であります、市の方へはございません。

以上でございます。

〔11番下市香乃美君登壇〕

P. 178

◆11番（下市香乃美君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず教育長、後楽館のことはよくわかったんですけれども、そうすると私は、岡山中央南小学校の跡地だけでは狭い、まあ公園との協議もというお話がありました、ぜひ進めていただきたいと思いますと思いますが、どういう形でお話をするのか、少し今後の展望についてお示しいただけたらと思います。

それと、指導力不足教員研修制度です。今お話がありましたように、15年は2人、16年は3人、それぞれ復職した方が1人、1人、17年は6人の方が岡山市の学校から研修に入っている。当然研修なんですから、半数以上が復職、そういう制度なんですよ。その辺御所見をいただきたいと思っております。

また、逆に復職できないようなことであれば、研修に問題があるのではないかとこのところに戻ってくるのではないかと思いますので、お願いします。

それと、今回やっぱりテーマは官から民へで、新規採用の凍結、ここですよ。私は本当にそれで市民サービスが低下しないのか、市民福祉大丈夫なのか、非常に心配しております。

先ほど、学校図書館司書、学校栄養士について教育長の方から御答弁がありました。非常にいい制度でやっていきたいということなんですよ。それでですね、今総務局長の方からお話がありました。配置がえというお話がありましたけれども、これは専門職なんですよ。その辺どういうふうに考えていらっしゃるのか、しっかりと配置をするのかどうか、司書ですよ、司書や学校栄養士、専門職ですからね、配置をするのかどうかお答えをいただきたいというふうに思います。

それと、ASPOです。皆さんよくわかりましたか。今回これは、ASPOは甲第51号議案で指定管理者制度、これは公園協会を指定管理者にするものになっておりまして、そのまま今の形どおりですから、エクス社に管理委託をお願いするわけです。その際の判断基準として、今現在公の施設であるあのアクションスポーツパーク、半分以上が利用できないわけですよ。岡山市として責任があるのではないかとこのことでお尋ねしました。ここが明確にわかるような御答弁をお願いします。

皆さんの、本当に市民の福祉の向上のために、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。今後ともよろしく願います。

ありがとうございました。（拍手）

P. 179

◎総務局長（池上進君） 図書館司書の関係で、専門職なのというお話でございます。

当然、私が先ほど御答弁申し上げましたのが、学校の図書館に限らず、少人数職場ということで申し上げましたわけで、そういった場合、全体とすれば正規職員の他部署からの配置がえ、あるいは専門職の資格を持っている臨時であるとか、そういったトータルな話での配置ということでございます。

ので、よろしくお願ひします。

P. 179

◎教育長（山根文男君） 再々質問の方にお答えいたします。

後楽館の方の——旧の南方小学校ですね、狭いんだがと、今後の展望はということでございますけれども、限られた敷地でございますけれども、高層化等々有効に、しかも知恵を使って敷地を有効利用していくと、このことに汗をかかずにいけんというふうに思っております。

それから、今後の展望ですけど、これはもう御存じのように公立の全国で初めての中高一貫校なんです。そういうことで、私もこの学校につきまして、本当にいい形で中高一貫校の本当のメリットがどンドン生かされて、そしてまたすばらしい子どもたちがそこで育成されるということを願っておるわけでございます。

指導力不足の件でございますけれども、半数ぐらいは復職してもよいのではないかというお話でございました。これについての所見をということでございますけれども、今現在このことが大きく問題になって、教育は本当に教職員一人一人が教育を左右するんだというふうなことを言われています。そういうことで、大学での養成の段階、それから採用の段階、それから教員になってからの適切な研修の段階、このあたりがきっちり連動してすばらしい教師を育てていくと、このあたりに大きなこれからの課題があるのではないかなあと。当面の課題とすれば、今申し上げましたようにしっかり研修をして本当に頑張ってもらって、一人でも多く復職をしてもらいたいというのが私の願ひでございます。

以上でございます。

P. 180

◎都市整備局まちづくり担当局長（高橋義昭君） まあきょう、施設の話ということでございます。先ほどからお話がございますように、我々の方にしましてもASPOの方にしましても、特に市民の方にしっかり利用していただくということが前提でございますので、今直しておるこの施設、これも非常に人気がある施設でございます。我々としても早く直して早く使っていただくということで、この春には当然再度皆さんの前にお色直しをして安全な形で出していきたいと、さらに市民利用の定着を図っていきたくて考えておる次第でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。